

ドローン登録システム 操作マニュアル

本人手続き編

マニュアル目次(1/3)

アカウントの開設

1. ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する
2. アカウントの開設に必要な情報を入力する
3. 入力した情報を確認してアカウントを開設する

アカウント情報の変更

1. ドローン情報基盤システムにログインする
2. アカウントの情報を変更する
3. 入力した情報を確認して変更を確定する

本人確認の方法

1. 本人確認の方法について（個人）
2. 本人確認の方法について（法人）

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法

1. パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る
2. パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る
3. スマートフォンで申請し、スマートフォンで読み取る

マイナンバーカードによる本人確認の流れ

1. 概要
2. ICカードリーダーライタ （パソコンで申請／認証をする場合）
3. QRコード （パソコンで申請し、スマートフォン認証する場合）
4. スマートフォンで申請／認証する場合

eKYCによる本人確認の流れ

1. パソコンで申請し、スマートフォンで認証する場合
2. スマートフォンで申請／認証する場合

gBizIDによる本人確認の流れ

1. パソコンで申請し、スマートフォンで認証する場合
2. スマートフォンで申請／認証する場合

書類郵送による本人確認の流れ

1. 書類郵送による本人確認の流れ

機体の新規登録

1. 新規登録に進む
2. 本人確認を行う
3. 所有者情報を入力する
4. 機体情報を入力する
5. 使用者情報を入力する
6. 所有者・機体・使用者情報を確認する
7. 到達確認をする

マニュアル目次(2/3)

手数料の納付

1. 申請した手続きの一覧を開く
2. 手数料を納付する

登録記号の確認

- a. 申請状況の詳細画面で確認する
 1. 申請した手続きの一覧を開く
 2. 登録記号・登録情報を確認する
- b. 所有機体情報の詳細画面で確認する
 1. 所有機体の一覧を開く
 2. 登録記号・登録情報を確認する

申請状況の確認・取消・取下げ

1. 申請中の手続きの一覧を開く
2. 申請状況と内容を確認する
3. 申請の取消・取下げをする

再申請

1. 申請した手続きの一覧を開く
2. 再申請する申請手続きを選ぶ
3. 申請内容を確認・修正する
4. 再申請する
5. 到達確認をする

所有者情報の確認・変更

1. 所有機体の一覧を開く
2. 所有者情報を確認する
3. 所有者情報を変更する機体を選択する
4. 所有者情報を変更する
5. 変更内容を確認して変更届出をする
6. 到達確認をする

機体と使用者情報の確認・変更

1. 所有機体の一覧を開く
2. 所有機体を確認する
3. 機体・使用者情報を変更する機体を選択する
4. 機体情報を変更する
5. 使用者情報を変更する
6. 変更内容を確認して変更届出をする
7. 到達確認をする

有効期間の更新

1. 所有機体の一覧を開く
2. 有効期間を更新する機体を選択する
3. 本人確認を行う
4. 機体の所有者情報を入力する
5. 登録情報を確認して更新申請する
6. 到達確認をする

マニュアル目次(3/3)

登録機体の削除

1. 所有機体の一覧を開く
2. 登録を削除（抹消）する機体を選択する
3. 登録を削除（抹消）する理由を入力する
4. 内容を確認して登録を削除（抹消）する
5. 到達確認をする

所有機体の譲渡

1. 所有機体の一覧を開く
2. 譲渡する機体を選択する
3. 機体受取人の情報を入力する
4. 機体受取人の情報を確認して申請する
5. 機体の受け取りに必要なパスワードを確認する

譲渡された機体の受け取り

1. 機体を受け取るためのパスワードを入力する
2. 譲渡された機体を確認する
3. 本人確認を行う
4. 機体の所有者情報を入力する
5. 機体の使用者情報を入力する
6. 入力した情報を確認して受け取りの申請をする
7. 到達確認をする

代理人への新規登録の依頼

1. 代理人設定用のパスワードを発行する
2. パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える

代理人への新規登録以外の手続きの依頼

1. 所有機体の一覧を開く
2. 代理人に手続きを依頼する機体を選択する
3. 手続きを依頼するためのパスワードを発行する
4. パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える

代理人への依頼の解除

1. 手続きを依頼中の機体の一覧を開く
2. 依頼を解除する機体を選択する
3. 解除用のパスワードを発行する
4. パスワード認証画面を開く
5. 解除用のパスワードを入力して認証する
6. 代理人への依頼を解除する
7. 到達確認をする

はじめに

- 無人航空機を飛行させる前に、所有している無人航空機の所有者情報、機体情報及び使用者情報を航空局へ申請の上、航空局から発行された「登録記号」を無人航空機に表示する必要があります。
- ドローン登録システムでは、所有している無人航空機の所有者情報、機体情報及び使用者情報を航空局へ申請や、既に登録済みの機体情報などを変更すること、登録を削除（抹消）することができます。
- このマニュアルには、ドローン登録システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン登録システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。
- ルールをしっかりと理解した上で、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心がけましょう。

ドローン登録システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン登録システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある  マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- ドローン登録システムに表示されている「所有者」とは、無人航空機の所有する者を指します。ドローン登録システムに表示されている「使用者」とは、当該無人航空機の使用責任を有する者を指します。多くの場合が所有者と使用者が同一になりますが、リース等により他者が無人航空機を所有している場合、他者に手続きを実施していただく必要がございますので、ご注意ください。
- ドローン情報基盤システム2.0（登録機能）では、ブラウザの「戻る」ボタンをご利用された場合、画面の閲覧を正常に続けることができません。必ず画面に表示されているボタン（「戻る」ボタン、「次へ」ボタンなど）をご利用ください。
- 登録制度やその他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。

※リンクを押すと外部サイトが開きます。

アカウントの開設

アカウントの開設の流れ

アカウントの開設の開始

ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する

アカウントを開設するページに進み、利用規約に同意します。

アカウントの開設に必要な情報を入力する

お名前や住所、連絡先等の必要な情報を入力します。

入力した情報を確認してアカウントを開設する

入力した情報に誤りが無い事を確認してアカウントを開設します。

アカウントの開設の完了

入力したメールアドレスにログインIDが通知されます。引き続き登録手続き等の業務を行う場合はドローン情報基盤システムにログインします。

ドローン情報基盤システムを利用するために必要なアカウントを開設します。

ドローン情報基盤システムを利用される方が「個人」の場合と「企業・団体（法人）」の場合によって、入力する項目が異なります。

アカウント開設後の登録手続きを「個人」として行う場合は個人のアカウントを、「企業・団体（法人）」の場合は法人のアカウントを開設してください。

なお、個人が申請手続きを行う際の本人確認の手段としてマイナンバーカードがご利用頂けます。マイナンバーカードをご利用頂くにはアカウントを開設する際にマイナンバーカードの情報を読み取り、カードとドローン情報基盤システムを連携させておく必要があります。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については[「マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法」](#)のマニュアルをご確認ください。方法についてご確認頂けましたら、お手元にマイナンバーカードをご準備のうえアカウントの開設にお進みください。

法人のアカウントを開設するには法人番号や代表者氏名の他に、ドローン情報基盤システムを利用される担当者の方のお名前、住所、部署名、電話番号、メールアドレス等が必要です。事前にご準備をお願いいたします。

アカウントの開設に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
アカウントを開設 する方の情報	- 氏名 - 住所 - 生年月日 - 電話番号 - メールアドレス	- 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者氏名 - 担当者住所 - 担当者部署名 - 担当者電話番号 - 担当者メールアドレス
その他 ※本人確認の手段と してマイナンバー カードを使用される 場合	- マイナンバーカード - マイナンバーカードのICチップ内の券面 情報を読み取るためのカードリーダー又は スマートフォン	—

アカウントの開設【ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する】

DIPS2.0トップページからアカウントを開設するページに進みます。



DIPS2.0トップページの「ログイン・アカウント作成」ボタンを押します。



個人のアカウントを開設する場合は「個人の方のアカウント開設」ボタンを、法人のアカウントを開設する場合は「企業・団体の方のアカウント開設」ボタンを押します。

アカウントの開設【ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する】

利用規約・無人航空機の飛行のルール

利用規約および無人航空機の飛行ルールをよく読み、ご理解（ご同意）いただいた方は、「次へ進む（理解しました）」ボタンを押してください。

利用規約

航空法や各都道府県等飛行禁止法、地方官制等が定める条例に無人航空機を飛行するためのルールが定められていますので、ルールをしっかりと理解した上で、ルールを守って無人航空機を飛行をさせましょう。

以下のリンクに詳細なルールや許可承認の申請方法を掲載しているので、必ず内容をご確認ください。（資料をご確認いただかないと次の手続きに進むことはできません。）

[航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールについて](#)

- ☒ 利用規約を理解しました。
- ☒ 航空法における無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールを理解しました。

戻る

次へ進む（理解しました）

次に利用規約のページが開きます。アカウントを開設するには利用規約への同意が必要です。利用規約をご確認のうえ、同意する場合はチェックボックスにチェックを付けて「次へ進む（理解しました）」ボタンを押します。

アカウントの開設【アカウントの開設に必要な情報を入力する】

アカウント開設のページで必要事項を入力します。必要事項を全て入力したら、「確認」ボタンを押し、確認ページに進みます。

アカウント開設

機体の登録手続きや管理をするために、アカウントを開設します。以下の情報を入力してください。

なお、登録した連絡先にメール、電話等による連絡が行われる場合がありますので、必ず連絡のとれる連絡先を入力してください。

法人番号 ①	1234567890123
企業・団体名 ①	テスト株式会社
代表者氏名 ①	代表 太郎
本拠又は主たる事務所の所在地 ①	国/地域 日本/Japan 都道府県 選択してください。
	渋谷区道元町XXXX
担当者氏名 ①	申請 太郎
担当者フリガナ ①	シンセイ タロウ
担当者住所 ①	国/地域 選択してください。 都道府県
	千代田区豊が岡XXXX
担当者部署名 ①	技術本部

22

[戻る](#)[確認](#)

【個人のアカウントを開設する場合】

申請手続きの本人確認でマイナンバーカードを利用する場合は、必ず「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押して、マイナンバーカードの券面情報の読み取りをしてください。

「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押すとカードの読み取りに進むためのダイアログが開きます。ダイアログの説明に従ってマイナンバーカードの券面情報の読み取りに進んでください。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については[「マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法」](#)のマニュアルをご確認ください。

【法人のアカウントを開設する場合】

法人番号や代表者氏名のほかドローン情報基盤システムを担当する方の担当者名、担当者住所、担当者部署名、担当者電話番号、担当者メールアドレスを入力します。必ず連絡のとれるメールアドレス、電話番号を入力してください。

なお、パスワードは以下の条件にて設定をお願いします。また、推察されやすい氏名や生年月日などの組み合わせはお控え下さい。

- ・英字（A～Z・a～z）、数字（0～9）、記号（+ - * / = . , ; ' ` @ ! # \$ % ? & | ~ ^ () [] { } < > _）を使用し、8文字以上32文字以下のパスワードを入力してください。

必要事項を全て入力したら、「確認」ボタンを押し、確認ページに進みます。

アカウントの開設【入力した情報を確認してアカウントを開設する】

入力したアカウントの情報を確認し、間違いが無ければ「開設する」ボタンを押します。



法人番号	1234567890123
企業・団体名	テスト株式会社
代表者氏名	代表 太郎
本店又は主たる事務所の所在地	日本 東京都 渋谷区道玄坂XXXX
担当者氏名	申請 太郎
担当者フリガナ	シンセイ タロウ
担当者住所	日本 東京都 千代田区霞が関XXXX
担当者部署名	技術本部
担当者電話番号	+81 08099999999
メールアドレス	1234@xxx.com
パスワード	●●●●●●●●

アカウントが開設されると、アカウント開設完了のページが開き、設定したメールアドレスにログインIDが送付されます。パスワードは通知されませんので、ご自身にて設定したパスワードを管理ください。

引き続き新規登録等の手続きを行うには、DIPS2.0トップページからログイン頂く必要があります。



完了画面

アカウントを開設しました。

[DIPS2.0トップページへ](#)



アカウント情報の変更

アカウント情報の変更

アカウント情報の変更開始

ドローン情報基盤システムにログインする

DIPS2.0 トップページ右上のログインボタンからログインをします。

アカウントの情報を変更する

アカウント情報を変更するページを開き、情報を変更します。

入力した情報を確認して変更を確定する

確認ページで変更内容を確認し、変更を確定します。

アカウント情報の変更完了

アカウント情報の変更が完了し、登録されているメールアドレスにメールが通知されます。

アカウントの情報を変更します。

個人のアカウントを開設する際にマイナンバーカードとの連携を行った方は、情報を変更する際にマイナンバーカードをもう一度読み取る必要があります。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については「[マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法](#)」のマニュアルをご確認ください。方法についてご確認頂けましたら、お手元にマイナンバーカードをご準備のうえアカウントの確認・変更にお進みください。

アカウント情報の変更に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
変更するアカウントの情報	<u>下記のアカウント情報の中で変更が必要なもの</u> - 氏名 - 住所 - 生年月日 - 電話番号 - メールアドレス	<u>下記のアカウント情報の中で変更が必要なもの</u> - 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者氏名 - 担当者住所 - 担当者部署名 - 担当者電話番号 - 担当者メールアドレス
その他	- マイナンバーカード ※本人確認の手段としてマイナンバーカードを使用される場合 - マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン	—

アカウント情報の変更【ドローン情報基盤システムにログインする】



DIPS2.0トップページの右上の「ログイン」ボタンを選択し、ログインページに進みます。

ログイン



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

ログインに成功すると、DIPS2.0トップページに遷移するので、その後アカウント確認・変更にお進みください。

アカウント情報の変更【アカウントの情報を変更する】



アカウント名のボタンを押して「アカウントの確認・変更」を選択します。アカウント情報を変更するページが開きます。

※アカウント情報の確認・変更は、DIPS2.0トップページからのみご利用可能です。

アカウント情報を変更する手続き

変更する情報を修正し、「確認」ボタンを押してください。

法人番号 ①	1234567890123
企業・団体名 ①	テスト株式会社
代表者氏名 ①	代表 太郎
本拠又は主たる事務所の所在地 ①	国/地域 日本/Japan 都道府県 東京都 渋谷区道元坂XXXX
担当者氏名 ①	申請 太郎
担当者フリガナ ①	シンセイ タロウ
担当者住所 ①	国/地域 日本/Japan 都道府県 東京都 千代田区丸の内XXXX
担当者部署名 ①	技術本部

22

戻る 確認

アカウントの情報を変更したら「確認」ボタンを押します。変更内容を確認するページに進みます。

個人のアカウントでマイナンバーカードとの連携をしている場合は「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押してマイナンバーカードの券面情報の読み取りをしてください。

「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押すとカードの読み取りに進むためのダイアログが開きます。ダイアログの説明に従ってマイナンバーカードの券面情報の読み取りに進んでください。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については[「マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法」](#)のマニュアルをご確認ください。

アカウント情報の変更【入力情報を確認してアカウントを変更する】

アカウント変更確認

変更したアカウント情報を確認してください。

法人番号	1234567890123
企業・団体名	テスト株式会社
代表者氏名	代表 太郎
本店又は主たる事務所の所在地	日本 東京都 渋谷区渋谷XXXX
担当者住所	日本 東京都 千代田区千代田XXXX
担当者部署名	技術本部
担当者電話番号	+81 0801111111111
メールアドレス	1234@xxx.com
パスワード	●●●●●●●●

修正変更する

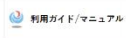
アカウントの変更内容を確認し、誤りがなければ「変更する」ボタンを押します。

以上でアカウントの変更は完了です。

登録されているメールアドレスにアカウント変更の通知が送られます。

なお、メールアドレスを変更した場合は、変更前のメールアドレスと変更後のメールアドレスの両方にアカウント変更の通知が送られます。

 国土交通省

   〇〇 〇〇さん

手続き完了

アカウント変更が完了しました。
あなたへアカウントの変更完了通知をメールにて送信しております。
なお、メールアドレスの変更を行っている場合、変更前のメールアドレスにも送信しておりますので、併せてご確認ください。



本人確認の方法

本人確認の方法について(1/2)

本人確認の方法は、個人のアカウントで手続きされる場合と法人のアカウントで手続きされる場合で異なります。
手続きされるアカウントに合致した方法をご確認ください。

【個人のアカウントで手続きされる場合】

本人確認方法	操作方法	手数料
マイナンバーカード	マイナンバーカードの券面情報を読み取ることでマイナンバーカード連携や本人確認を行います。 手続きに使用されるデバイスにより下記の読み取り方法があります。詳しい手順はそれぞれの説明ページをご確認ください。 ・ パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る（ICカードリーダー認証） ・ パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る（2次元バーコード認証） ・ スマートフォンで申請し、スマートフォンで読み取る	1台目：900円 2台目以降：890円
運転免許証を利用したオンライン認証	「eKYC」というオンライン上で完結する本人確認方法です。 スマートフォンで申請される方と、パソコンで申請される方でスマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。 手続き中の画面に2次元バーコードが表示されるので、スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に従い運転免許証の表面等の撮影を行ってください。 ※eKYCの利用に当たっては、 こちら をご確認ください。	1台目：1,450円 2台目以降：1,050円
パスポートを利用したオンライン認証	「eKYC」というオンライン上で完結する本人確認方法です。 スマートフォンで申請される方と、パソコンで申請される方でスマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。 手続き中の画面に2次元バーコードが表示されるので、スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に従いパスポートの身分事項ページ等の撮影を行ってください。 撮影が終了すると、ドローン登録システムでは機体の所有者情報を入力するページが開きます。開いたページの「本人確認書類」の項目に、機体の所有者の氏名と住所と生年月日が分かる本人確認書類の画像をアップロードしてください。 ※eKYCの利用に当たっては、 こちら をご確認ください。	1台目：1,450円 2台目以降：1,050円
本人確認書類の郵送	本人確認を書類の郵送で行います。申請後に届くメールをご確認のうえ本人確認書類を郵送で提出してください。 ※本人確認書類を郵送されていない場合や提出に必要な書類が揃っていない場合は、その後の手続きを進めることができません。 ※本人確認書類の内容及び郵送先については、 こちら をご確認ください。 ※リンクを押すと外部サイトが開きます。	1台目：1,450円 2台目以降：1,050円

本人確認の方法について(2/2)

【法人のアカウントで手続きされる場合】

本人確認方法	操作方法	手数料
gBizIDプライム (gBizIDメンバー) 	gBizIDプライムによる本人確認方法です。 あらかじめgBizIDプライム、gBizIDプライム作成後にgBizIDメンバーを取得していただく必要があります。 本人確認に進むとgBizIDのログイン画面が表示されますので、ログイン認証を行ってください。 ※ gBizIDエントリーによるログイン認証は不可となります。 ※ gBizIDプライムをまだ取得していない方は、gBizIDのマニュアルを確認ください。 ※リンクを押すと外部サイトが開きます。	1台目：900円 2台目以降： 890円



マイナンバーカードの 券面情報を読み取る方法

マイナンバーカードの券面情報を読み取る

ドローン登録システムでは個人のアカウントで手続きされる際にマイナンバーカードとの連携やマイナンバーカードを用いた本人確認ができます。本マニュアルではカードの連携や本人確認の際にマイナンバーカードの券面情報を読み取る方法について解説します。

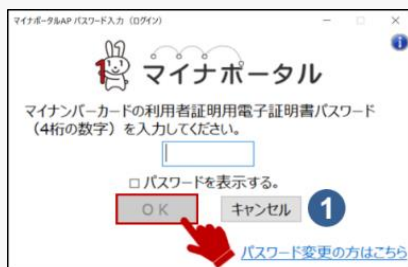
マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法は、ご使用されるデバイスに応じて下記のパターンが用意されています。各パターンの詳細な手順を次ページ以降に記載しています。

- [パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る（ICカードリーダー認証）](#)
- [パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る（2次元バーコード認証）](#)
- [スマートフォンで申請し、スマートフォンで読み取る](#)

マイナンバーカードの券面情報を読み取る (パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る)

マイナンバーカードのICチップ内の券面情報をICカードリーダーで読み取るにはパソコンにマイナポータルAP（アプリ）をインストールする必要があります。お使いのパソコンにインストールをされていない方や、インストールをされてからしばらく時間が経過している方は、インストール及びアップデートの手順をご確認のうえ、事前にご準備をお願いします。事前準備の手順は[マイナポータルの操作マニュアル「2章 マイナポータルを利用するには（ICカードリーダーを使ったログインの準備）」](#)をご覧ください。※リンクを押すと外部サイトが開きます。

【Windowsの画面】



【macOSの画面】



【読み取り手順】

1. ICカードリーダーが端末に接続されていることをご確認ください。
各手続きの指示に従って、ICカードリーダー認証を開始してください。
2. 手続きのページの指示に従って、数字4桁の暗証番号もしくは英数字6～16桁の暗証番号を入力して「OK」ボタンを押してください。
3. マイナンバーカードの券面情報の読み取りが完了すると、次の画面に移動します。

- ※ 数字4桁の暗証番号とは、市区町村窓口で申請者様自身が設定した暗証番号（利用者証明用電子証明書パスワード、および、券面事項入力補助用パスワード）です。3回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。
- ※ 英数字6～16桁の暗証番号とは、マイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に申請者様自身が設定した署名用電子証明書のパスワードです。5回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。
- ※ ロック解除には、市区町村窓口で手続きが必要になります。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る

(パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る)

スマートフォンで読み取りを行うには、スマートフォンにマイナポータルAP（アプリ）をインストールする必要があります。お使いのスマートフォンにインストールをされていない方は、インストール及びアップデートの手順をご確認のうえ、事前にご準備をお願いします。事前準備の手順は[マイナポータルの操作マニュアル「2章 マイナポータルを利用するには（2次元バーコードを使ったログインの準備）」](#)をご覧ください。※リンクを押すと外部サイトが開きます。

【読み取り手順】



1. 手続きのページの指示に従ってパソコンに2次元バーコードを表示します。
2. スマートフォンでマイナポータルAP（アプリ）を起動します。
3. アプリの画面右下の2次元バーコードのマークを押します。
4. 「バーコード読取」を押して、2次元バーコードを読み取ります。
5. スマートフォンにマイナンバーカードをかざします。
6. 数字4桁の暗証番号もしくは英数字6～16桁の暗証番号を入力して「OK」ボタンを押します（マイナンバーカードの券面情報の読み取りが完了すると、次の画面に移動します。）

- ※ 数字4桁の暗証番号とは、市区町村窓口で申請者様自身が設定した暗証番号（利用者証明用電子証明書パスワード、および、券面事項入力補助用パスワード）です。3回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。
- ※ 英数字6～16桁の暗証番号とは、マイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に申請者様自身が設定した署名用電子証明書のパスワードです。5回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。
- ※ ロック解除には、市区町村窓口で手続が必要になります。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る

(スマートフォンで申請し、スマートフォンで読み取る)

スマートフォンで読み取りを行うには、スマートフォンにマイナポータルAP（アプリ）をインストールする必要があります。お使いのスマートフォンにインストールをされていない方は、インストール及びアップデートの手順をご確認のうえ、事前にご準備をお願いします。

事前準備の手順は下記をご覧ください

[マイナポータルの操作マニュアル「スマートフォンのブラウザを使ったログインの準備 - Androidを使用する」](#)

[マイナポータルの操作マニュアル「スマートフォンのブラウザを使ったログインの準備 - iOSを使用する」](#) ※リンクを押すと外部サイトが開きます。

【読み取り手順】



1. 手続きのページの指示に従ってマイナポータルAP（アプリ）を起動し、アプリにログインします
2. 数字4桁の暗証番号もしくは英数字6～16桁の暗証番号を入力して「OK」ボタンを押します
3. アプリの指示に従ってスマートフォンとマイナンバーカードをセットします。
4. 「読み取り開始」のボタンを押します。
5. マイナンバーカードの券面情報の読み取りが完了すると、次の画面に移動します。

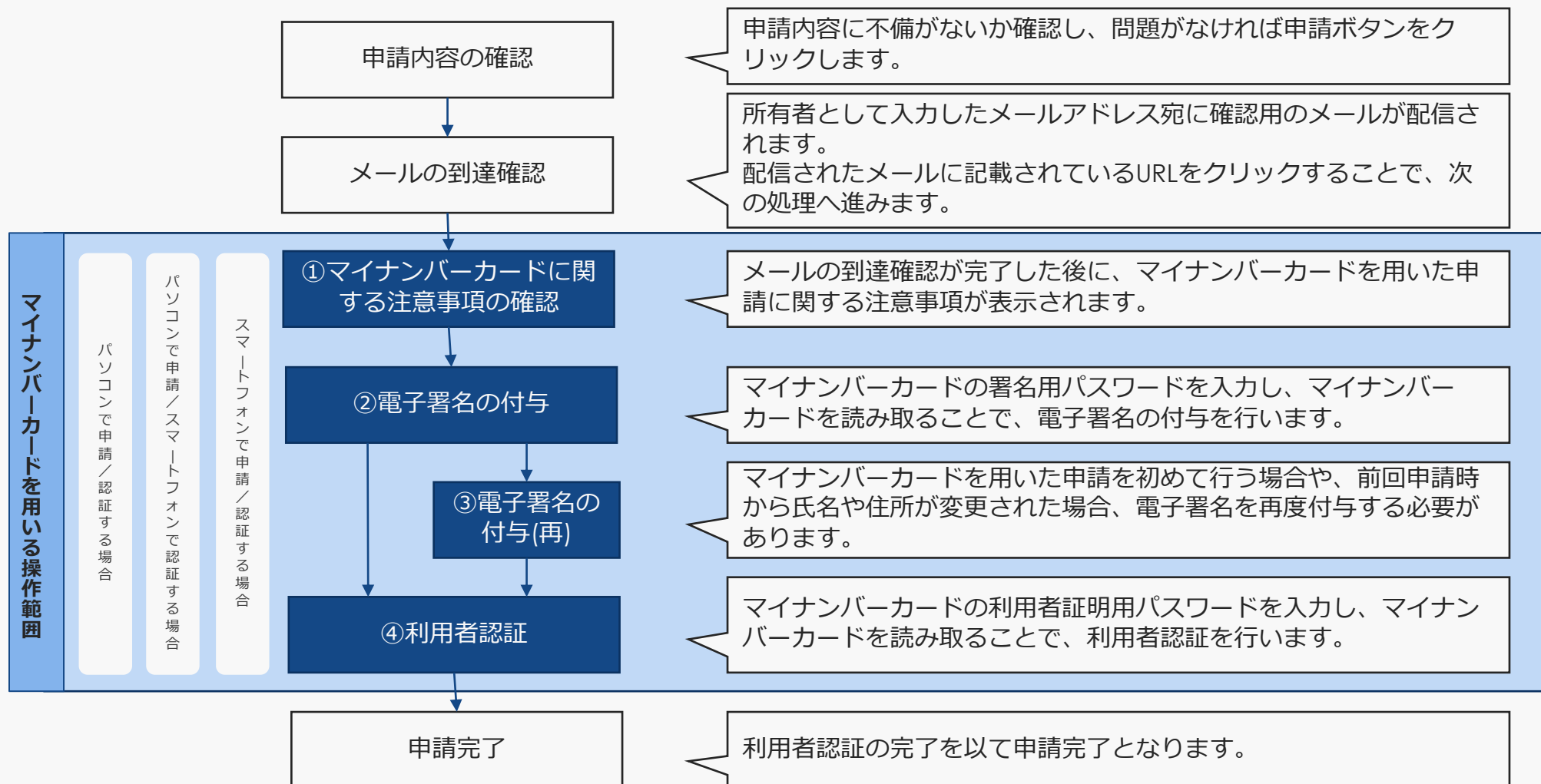
※ 英数字6～16桁の暗証番号とは、マイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に申請者様自身が設定した署名用電子証明書のパスワードです。5回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。

※ ロック解除には、市区町村窓口で手続が必要になります。



マイナンバーカードによる 本人確認の流れ

マイナンバーカードによる本人確認の流れ（概要）



マイナンバーカードによる本人確認の流れ ICカードリーダーライタ (パソコンで申請／認証をする場合) ①



以降申請完了までのモーダル画面

メールの到達確認

新規登録の手続き申請を行います。
OKボタン押下後、所有者のメールアドレスに確認用メールが送信されます。
メールを確認することによって申請完了となります。

OK

キャンセル

所有者情報に登録されたメールアドレスにメールを送信しております。
画面をこのままにしてメールをご確認ください。メールの確認後、自動的に次の画面に遷移します。
万が一この画面を閉じると、今まで入力したデータは破棄され申請が中断されます。



到達確認用のメールが配信されるので、メール内に記載されているURLをクリックします。

→認証完了の旨が新規タブで表示されるので、確認出来ましたらタブを閉じてください。

①注意事項の確認

STEP 01
確認申請

STEP 02
パスワード入力(電子署名付与)

STEP 03
パスワード再入力(電子署名付与)

STEP 04
パスワード入力(利用者認証)

所有者情報として入力された内容とマイナンバーカードの情報との認証を行うため、マイナポータルA Pを利用して、「署名用電子証明書の暗証番号(6～16桁)」、「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)」を入力していただきます。

そのため、お手元にマイナンバーカードをご準備の上、「OK」ボタンを押し、ICカードリーダーライタを用いてマイナンバーカードの読み込みを行ってください。

※マイナンバーカードの「電子証明書の有効期限」が過ぎている場合は、申請ができませんのでご注意ください。
※「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)」入力は有効時間(5分以内)がございますのでご注意ください。

OK

認証完了

メールアドレスの認証を完了しました。
結果・操作で申請操作を行っていただく場合、操作を続けてください。

ブラウザの「ボタンで監視を閉じてください」
The e-mail address has been authenticated.
If you have performing the application operation on the terminal / screen, continue the operation.

Close the screen with the x button of the browser.

マイナンバーカードによる本人確認の流れ ICカードリーダーライタ (パソコンで申請／認証をする場合) ②

②電子署名の付与(1回目)

STEP 01 確認事項

STEP 02 パスワード入力(電子署名付与)

STEP 03 パスワード再入力(電子署名付与)

STEP 04 パスワード入力(利用者認証)

電子署名を作成します。

OK

マイナポータルAP パスワード入力 (電子署名付与)

マイナンバーカードの署名用電子証明書パスワード
(6～16桁の英数字)を入力してください。

●●●●●●

☐ パスワードを表示する

OK キャンセル

署名用パスワード(6～16文字)
を入力します。

③電子署名の付与(2回目/基本4情報が異なる場合のみ)

STEP 01 確認事項

STEP 02 パスワード入力(電子署名付与)

STEP 03 パスワード再入力(電子署名付与)

STEP 04 パスワード入力(利用者認証)

ドローン登録システムのアカウント情報及び入力された所有者情報とマイナンバーカードに登録されている情報が異なっていました。

マイナンバーカードとの認証を行うためには、ドローン登録システムのアカウント情報及び入力された所有者情報のうち、氏名、住所、生年月日については、マイナンバーカードに登録されている基本4情報のうち氏名、住所、生年月日と一致している必要があります。

マイナンバーカードに登録されている情報に、データを照らし合わせますので、「OK」ボタンを押した後、改めて「署名用電子証明書の暗証番号(6～16桁)」を入力してください。

その後、「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)」を入力していただきます。

なお、ドローン登録システム上では、「性別」の情報は必要としませんが、マイナンバーカードによる本人確認を行う場合に必要の情報であり、「性別」の情報はアカウント情報として保存します(表示はされません)ので、ご了承ください。

※「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)」入力は有効期限(5分以内)が過ぎますのでご注意ください。

※申請データの再作成が必要になります。応電にお時間をいただく場合がございます。

OK

画面を閉じずに少々お待ちください。
申請データを再作成しています。



申請データの準備が完了しました。
再度、パスワードを入力してください。



マイナポータルAP パスワード入力 (電子署名付与)

マイナンバーカードの署名用電子証明書パスワード
(6～16桁の英数字)を入力してください。

●●●●●●

☐ パスワードを表示する

OK キャンセル

署名用パスワード(6～16文字)
を入力します。

マイナンバーカードによる本人確認の流れ ICカードリーダーライタ (パソコンで申請／認証をする場合) ③

④利用者認証



STEP 01 確認事項

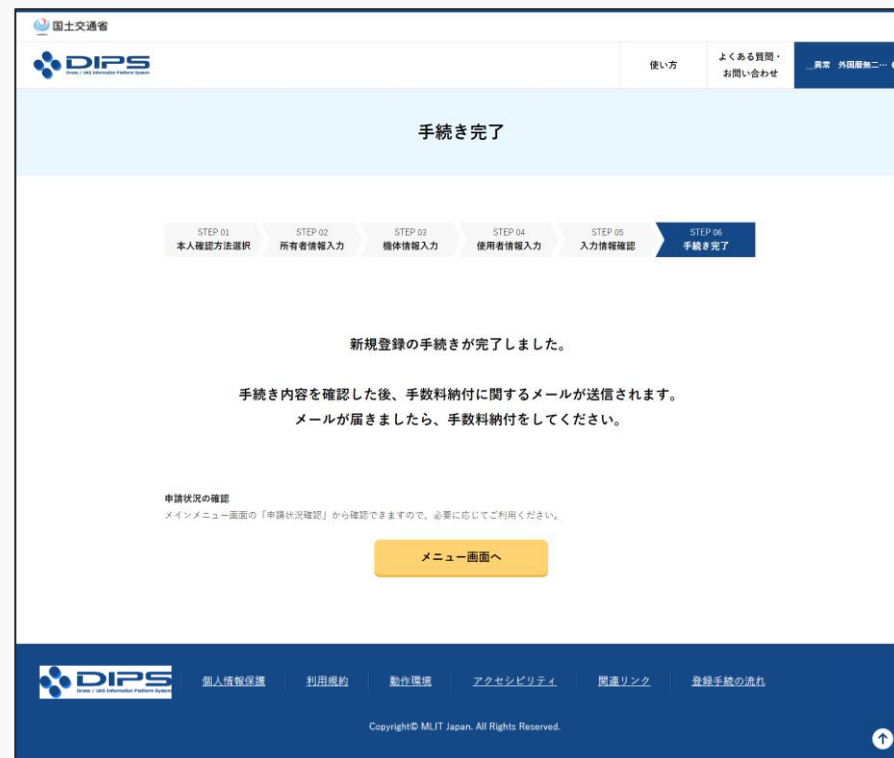
STEP 02 パスワード入力(電子署名付与)

STEP 03 パスワード再入力(電子署名付与)

STEP 04 **パスワード入力(利用者認証)**

利用者認証を行います。

OK

国土交通省

DIPS

使い方 よくある質問・お問い合わせ 検索 外部リンク

手続き完了

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 STEP 04 利用者情報入力 STEP 05 入力情報確認 STEP 06 **手続き完了**

新規登録の手続きが完了しました。

手続き内容を確認した後、手数料納付に関するメールが送信されます。
メールが届きましたら、手数料納付をしてください。

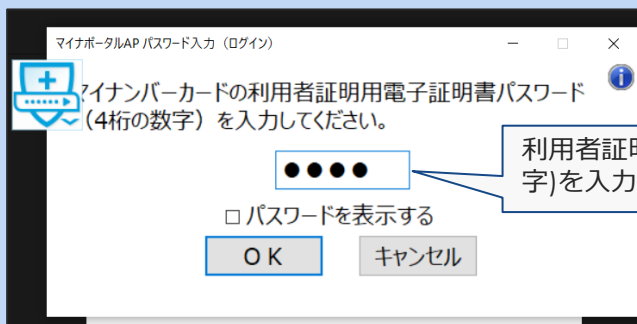
申請状況の確認
メインメニュー画面の「申請状況確認」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

DIPS

個人情報保護 利用規約 動作環境 アクセシビリティ 関連リンク 登録手続の流れ

Copyright© MLIT Japan. All Rights Reserved.



マイナポータルAP パスワード入力 (ログイン)

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード
(4桁の数字)を入力してください。

● ● ● ●

☐ パスワードを表示する

OK キャンセル

利用者証明用パスワード(4文字)を入力します。

マイナンバーカードによる本人確認の流れ QRコード (パソコンで申請し、スマートフォン認証する場合) ①

国土交通省
DIPS

使い方 よくある疑問、お問い合わせ 検索 日本語-English

所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 STEP 04 使用者情報入力 **STEP 05 入力情報確認** STEP 06 手続き完了

登録した所有者情報・機体情報・使用者情報を確認の上、「登録申請」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

所有者情報

氏名	氏名 (姓・名)
フリガナ	フリガナ (姓・名)
性別	性別 (男性・女性)
生年月日	生年月日 (西暦・月・日)
電話番号	電話番号 (03-1234-5678)
メールアドレス	メールアドレス (example@example.com)

所有者の修正

機体 1

●機体情報

製造区分	メーカーの機体
製造者名	DIPS
型式名	ST0001
機体の種類	固定翼航空機(マルチローター)
製造番号	11111
製造の有無	製造無し

機体の修正

●使用者情報

所有者・操縦者	所有者情報と同じ
同一人物確認	

使用者の修正

戻る 登録申請

DIPS 個人情報保護 利用規約 動作環境 アクセシビリティ 関連リンク 登録手続の流れ
Copyright © M.U.T. Japan. All Rights Reserved.

申請完了までの画面

メールの到達確認

新規登録の手続き申請を行います。
OKボタン押下後、所有者のメールアドレスに確認用メールが送信されます。
メールを確認することによって申請完了となります。

OK

キャンセル

所有者情報に登録されたメールアドレスにメールを送信しております。
画面をこのままにしてメールをご確認ください。メールの確認後、自動的に次の画面に移ります。
万が一この画面を閉じると、今まで入力したデータは破棄され申請が中断されます。

到達確認用のメールが配信されるので、メール内に記載されているURLをクリックします。

→認証完了の旨が新規タブで表示されるので、確認出来ましたらタブを閉じてください。

①注意事項の確認

STEP 01

確認事項

STEP 02

パスワード入力(電子署名付与)

STEP 03

パスワード再入力(電子署名付与)

STEP 04

パスワード入力(利用者認証)

所有者情報として入力された内容とマイナンバーカードの情報との認証を行うため、マイナンバーカードを利用して、「署名用電子証明書の暗証番号(6～16桁)」、「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)」を入力していただきます。

そのため、お手元にマイナンバーカードをご準備の上、「OK」ボタンを押し、ICカードリーダライタを用いてマイナンバーカードの読み込みを行ってください。

※マイナンバーカードの「電子証明書の有効期限」が過ぎている場合は、申請できませんのでご注意ください。

※「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)」入力は有効時間(5分以内)がございましたらご注意ください。

OK

マイナンバーカードによる本人確認の流れ QRコード (パソコンで申請し、スマートフォン認証する場合) ②

申請完了までの画面

②電子署名の付与(1回目)

QRコードは、標準のカメラアプリ等ではなく、**スマートフォンのマイナポータルAP**から読み取る必要があります。

マイナポータルAP (スマートフォン) での操作

電子署名の付与

マイナンバーカードの
署名用電子証明書
のパスワードを入力してください

● 接続先サービス：ドローン登録システム

英数字6～16桁

署名用電子証明書のパスワードとは

● 2次元バーコードが表示されているウェブページのアドレスバーの表示が「www.dips-reg.mlit.go.jp/」から始まることを確認してください。

マイナンバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。

機種ごとのカード読み取り位置はこちら

電子署名の付与を完了しました。
カードを外し、パソコン等のブラウザを確認してください。

機種ごとのカード読み取り位置はこちら

署名用パスワード(6～16文字)を入力します。

③電子署名の付与(2回目/基本4情報が異なる場合のみ)

STEP 01 確認事項

STEP 02 パスワード入力(電子署名用)

STEP 03 パスワード入力(電子署名用)

STEP 04 パスワード入力(電子署名用)

ドローン登録システムのアカウント情報及び入力された所有者情報とマイナンバーカードに登録されている情報が異なっていました。

マイナンバーカードとの照合を行うためには、ドローン登録システムのアカウント情報及び入力された所有者情報のうち、氏名、住所、生年月日については、マイナンバーカードに登録されている基本4情報のうち氏名、住所、生年月日と一致する必要があります。

マイナンバーカードに登録されている情報に、データを書き換えますので、「OK」ボタンを押した後、改めて「署名用電子証明書の暗証番号(6～16桁)」を入力してください。

その後、「利用権証明書電子証明書の暗証番号(4桁)」も入力していただきます。

なお、ドローン登録システム上では、「性別」の情報は必要としませんが、マイナンバーカードによる本人確認を行う場合にあり、「性別」の情報はアカウント情報として保存します(表示はされません)ので、ご了承ください。

※「利用権証明書電子証明書の暗証番号(4桁)」入力は有効期限(5年以内)が過ぎますのでご注意ください。

※暗証データの再作成が必要になります。暗証にお時間をいただく場合がございます。

マイナポータルAP (スマートフォン) での操作

電子署名の付与

マイナンバーカードの
署名用電子証明書
のパスワードを入力してください

● 接続先サービス：ドローン登録システム

英数字6～16桁

署名用電子証明書のパスワードとは

● 2次元バーコードが表示されているウェブページのアドレスバーの表示が「<https://www.dips-reg.mlit.go.jp/>」から始まることを確認してください。

マイナンバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。

機種ごとのカード読み取り位置はこちら

電子署名の付与を完了しました。
カードを外し、パソコン等のブラウザを確認してください。

機種ごとのカード読み取り位置はこちら

マイナンバーカードによる本人確認の流れ QRコード (パソコンで申請し、スマートフォン認証する場合) ③

申請完了までの画面

④利用者認証



マイナポータルAP (スマートフォン) での操作

PC等でログイン

マイナンバーカードの
利用者証明用電子証明書
のパスワードを入力してください

① 接続先サービス：ドローン登録システム

数字4桁

利用者証明用電子証明書のパスワードとは

② 2次元バーコードが
ウェブのアドレスバー
に表示されます

利用者証明用パスワード(4文字)を入力します。

マイナンバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。

機種ごとのカード読み取り位置はこちら

電子署名の付与を完了しました。カードを外し、パソコン等のブラウザを確認してください。

機種ごとのカード読み取り位置はこちら



マイナンバーカードによる本人確認の流れ (スマートフォンで申請／認証する場合) ①

所有者情報

氏名
田中 隆雄

フリガナ
タナカ リュウオウ

住所
東京都 港区 赤坂 1-1-1

生年月日
1980/01/01

電話番号
03-1234-5678

メールアドレス
hoge@kddi.com

所有者の修正

機体 1

機体情報

製造区分
メーカーの機体

製造者名
DJI

型式名
Mavic Pro

機体の種類
固定翼機/回転翼機/その他

製造番号
1234

改造の有無
改変なし

機体の修正

使用者情報

所有者・使用者同一人物確認
所有者氏名と同じ

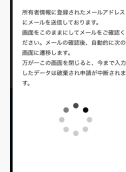
使用者の修正

戻る

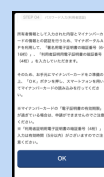
登録申請

申請完了までの画面

メールの到達確認



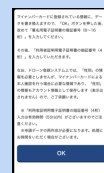
①注意事項の確認



②電子署名の付与(1回目)



③電子署名の付与(2回目/基本4情報が異なる場合のみ)



署名用パスワード(6～16文字)
を入力します。

④利用者認証



利用者証明用パスワード(4文
字)を入力します。

到達確認用のメールが配信されるので、メール内に記載されているURLをクリックします。

→認証完了の旨が新規タブで表示されるので、確認出来ましたらタブを閉じてください。

署名用パスワード(6～16文字)
を入力します。

- STEP 01 本人確認方法選択
- STEP 02 所有者情報入力
- STEP 03 機体情報入力
- STEP 04 使用者情報入力
- STEP 05 入力情報確認
- STEP 06 手続き完了

新規登録の手続きが完了しました。

手続き内容を確認した後、手数料納付
に関するメールが送信されます。
メールが届きましたら、手数料納付を
してください。

申請状況の確認
メインメニュー画面の「申請状況確認」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

マイナンバーカードによる本人確認の流れ (スマートフォンで申請／認証する場合) ②

申請完了までの画面

メールの到達確認

新規登録の手続き申請を行います。
OKボタン押下後、所有者のメールアドレスに確認メールが送信されます。
メールを確認することによって申請完了となります。

OK

キャンセル

所有者情報に登録されたメールアドレスにメールを送信しております。
画面をこのままにしてメールをご確認ください。メールの確認後、自動的に次の画面に移ります。
万が一この画面を閉じると、今まで入力したデータは破棄され申請が中断されます。

到達確認用のメールが配信されるので、メール内に記載されているURLをクリックします。

→認証完了の旨が新規タブで表示されるので、確認出来ましたらタブを閉じてください。

認証完了

メールアドレスの認証が完了しました。
結果、画面で申請操作を待っている場合、操作を続けてください。

ブラウザの「ボタン」で画面を閉じてください。
The e-mail address has been authenticated.

If you have performed the application operation on the screen / screen, continue the operation.

Close the screen with the x button of the browser.

①注意事項の確認

STEP 04 パスワード入力(利用者認証)

所有者情報として入力された内容とマイナンバーカードの情報との認証を行うため、マイナポータルAPを利用して、「署名用電子証明書の暗証番号(6～16桁)」、「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)」を入力していただきます。

そのため、お手元にマイナンバーカードをご準備の上、「OK」ボタンを押し、スマートフォンを用いてマイナンバーカードの読み込みを行ってください。

※マイナンバーカードの「電子証明書の有効期限」が過ぎている場合は、申請ができませんのでご注意ください。
※「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)」入力は有効時間(5分以内)がございましたのでご注意ください。

OK

②電子署名の付与(1回目)

STEP 01 確認事項

STEP 02 パスワード入力(電子署名付与)

STEP 03 パスワード再入力(電子署名付与)

STEP 04 パスワード入力(利用者認証)

電子署名を作成します。

OK

マイナポータルAPでの操作

電子署名の付与

マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワードを入力してください

●接続先サービス：ドローン登録システム

英数字6～16桁

次へ

署名用電子証明書のパスワード

●2次元バーコードが映るアプリを起動し、www.dps-reg.mlit.go.jpにアクセスしてください。

署名用パスワード(6～16文字)を入力します。



マイナンバーカードをスマートフォンのNFC読み取り位置にぴったりと密着させてください。

機種ごとのカード読み取り位置はこちら



電子署名の付与を完了しました。カードを外し、パソコン等のブラウザを確認してください。

機種ごとのカード読み取り位置はこちら

所有者情報

氏名

氏名フリガナ

住所

生年月日

電話番号

メールアドレス

所有者の修正

機体 1

機体情報

製造区分

メーカーの名称

製造者名

型式名

機体の種類

製造番号

改造の有無

機体の修正

使用者情報

所有者・使用者同一人物確認

所有者情報と同じ

使用者の修正

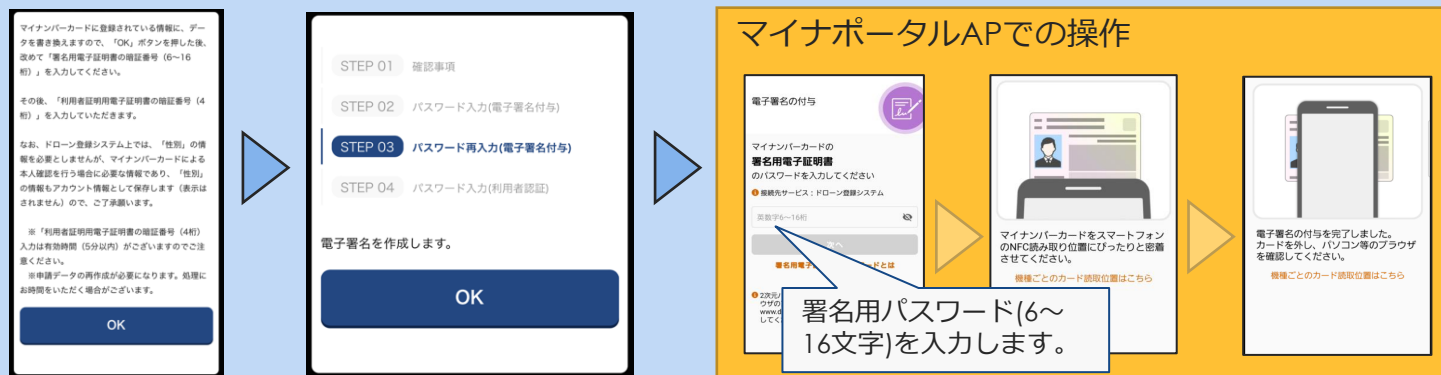
戻る

登録申請

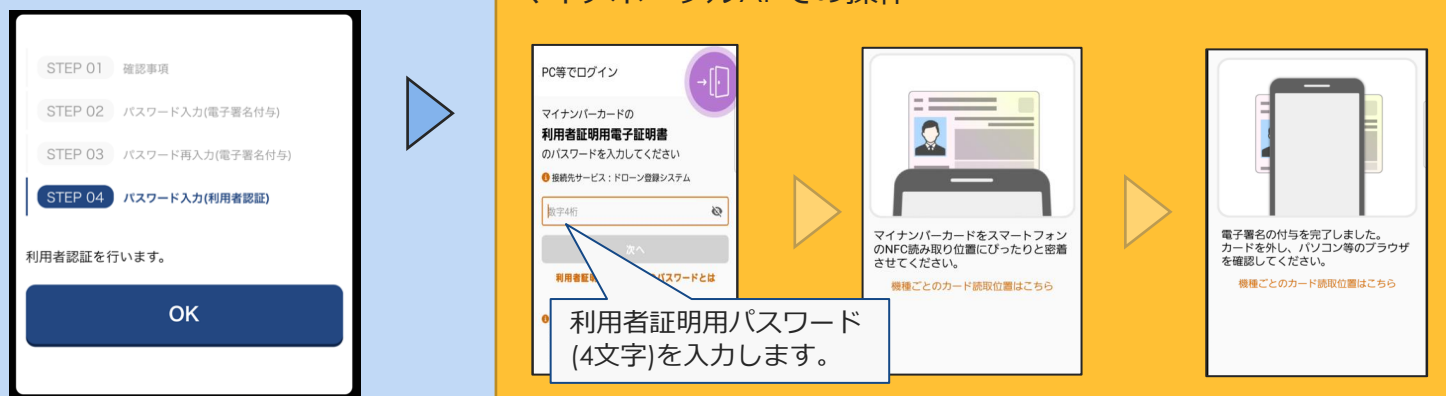
マイナンバーカードによる本人確認の流れ (スマートフォンで申請／認証する場合) ③

申請完了までの画面

③電子署名の付与(2回目/基本4情報が異なる場合のみ)

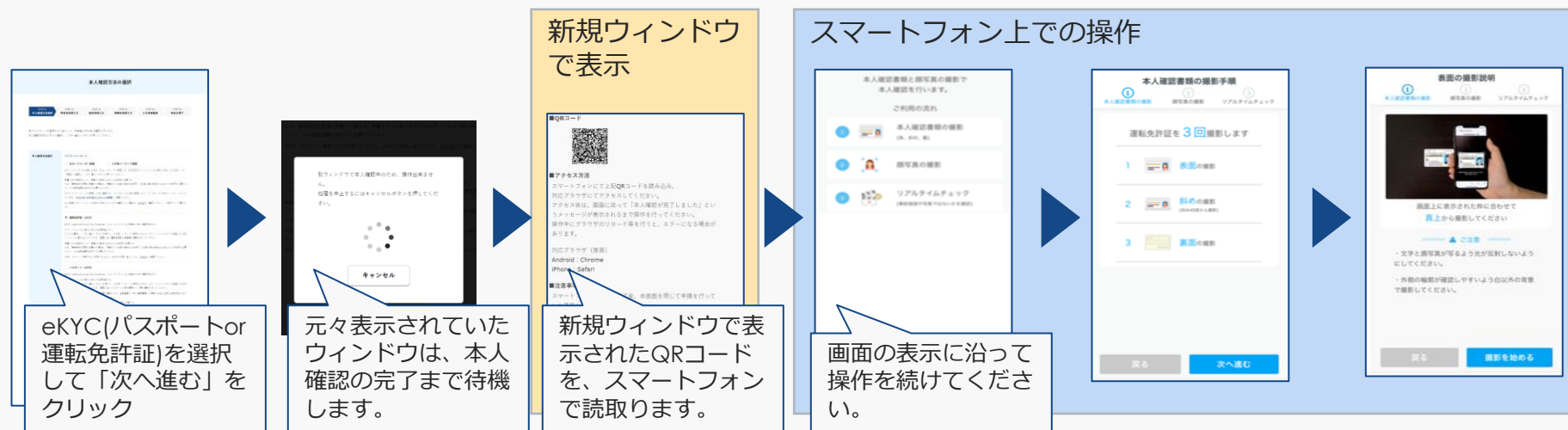


④利用者認証



eKYCによる本人確認の流れ

eKYCによる本人確認の流れ (パソコンで申請し、スマートフォンで認証する場合) ①

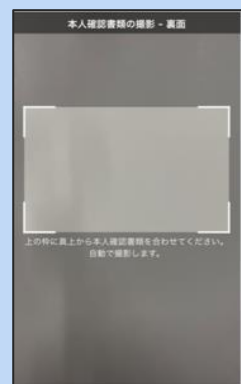


スマートフォン上での操作



eKYCによる本人確認の流れ (パソコンで申請し、スマートフォンで認証する場合) ②

スマートフォン上での操作



免許証の裏面を撮影します。

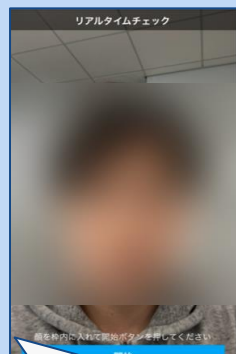


顔写真を撮影します。

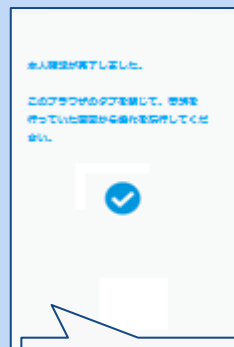
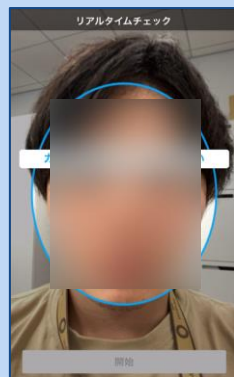


撮影を始める

スマートフォン上での操作



リアルタイムチェックを行います。



本人確認完了後、スマートフォン側のタブは閉じてください。

新規ウィンドウで表示中



本人確認完了後、PC側で表示されているQRコード画面は閉じてください。



スマートフォンでの本人確認完了後、自動的に画面遷移します。

eKYCによる本人確認の流れ (スマートフォンで申請／認証する場合) ①

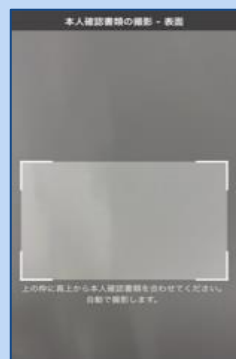


別タブでの操作

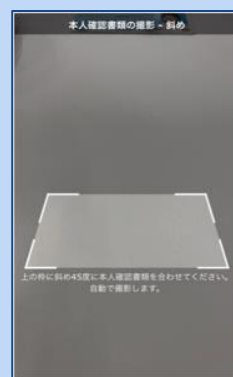


画面の表示に沿って操作を続けてください。

別タブでの操作



免許証の表面を撮影します。



免許証の表面を斜めに撮影します。

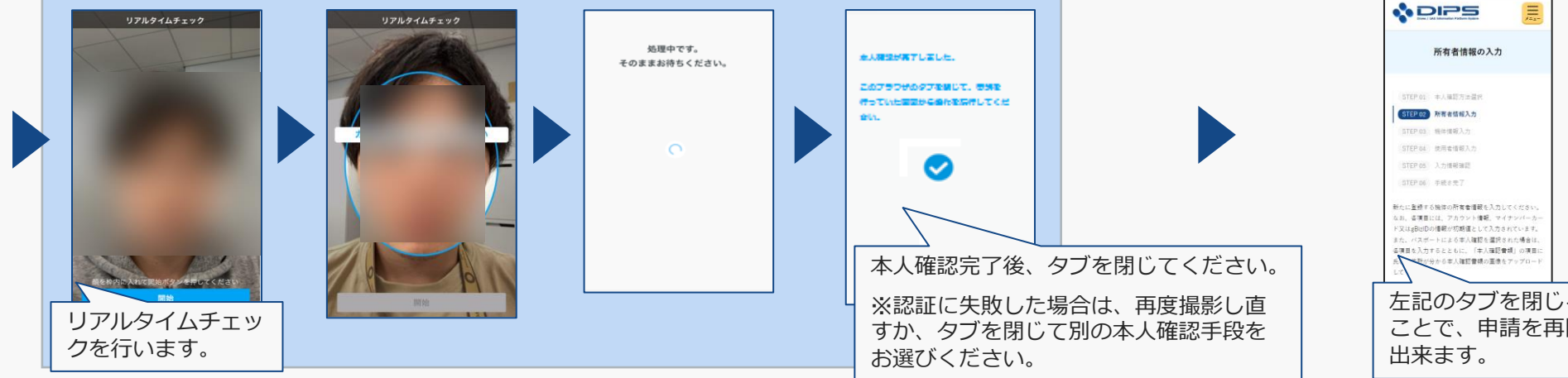


eKYCによる本人確認の流れ (スマートフォンで申請／認証する場合) ②

別タブでの操作



別タブでの操作



左記のタブを閉じることで、申請を再開出来ます。



gBizIDによる本人確認の流れ

本人確認方法の選択

STEP 01

本人確認方法選択

STEP 02

所有者情報入力

STEP 03

機体情報入力

STEP 04

使用可能権限

STEP 05

入力情報確認

STEP 06

手続き完了

以下はドローンを飛翔する前に当って、所有者となる必要、認許の力を本人確認を行います。
 gStarDシステムも認許済みの方は、「次へ進む」ボタンを押していただけます。

本人確認方法選択

● gStarDシステム (gStarDメンバー)



企業・団体の方は、あらかじめgStarDシステム、またはgStarDシステム作成後にgStarDメンバー登録していただく必要があります。

これらを経ずに、「次へ進む」ボタンを押すと、gStarDのログイン画面が表示されますので、ログイン認証を行ってください。

資格に係る手数料として、申請する機体1機あたり3000円が必要です。

なお、複数機を同時に申請する場合は、機体より1台あたり機体は3000円、2台以上は機体価格は1台あたり3000円が必要となります。その日本郵政運輸料は別途必要となります。

gStarDシステムによりgStarD認証が完了となります。gStarDシステムをまだ取得していない方は、[gStarD](#)を確認ください。（※認証までの期間があります）

戻る

次へ進む

The screenshot shows the gBizID login interface. A blue box highlights the 'ログイン' (Login) button. An orange box contains the text '【外部システム】' (External System) and '【同一タブ】' (Same Tab). A light blue box highlights the input fields for 'アカウントID (メールアドレス)' (Account ID (Email Address)) and 'パスワード' (Password). Below these fields is a blue 'ログイン' button. At the bottom, a list of links includes 'パスワードを忘れた方はこちら' (Click here if you forgot your password) and 'アカウントをお持ちでない方はこちら' (Click here if you don't have an account). A yellow box at the bottom right contains the text '※ パージ先読入' (※ Pre-load before parsing).

gBizID

【外部システム】
【同一タブ】

ワンタイムパスワード入力

SMSを受信しました。
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力して下さい。
期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

アカウントID

ワンタイムパスワード

OK

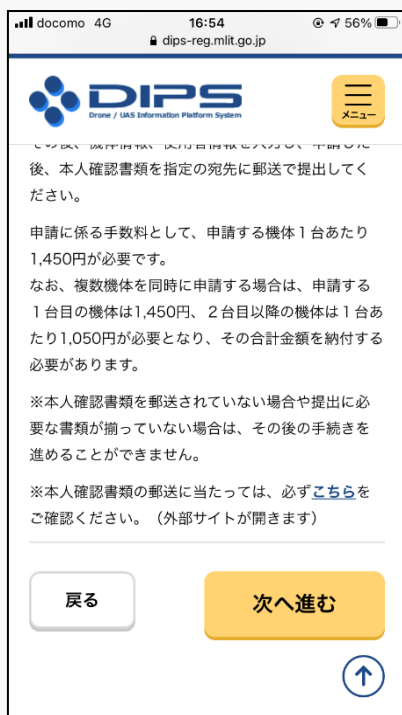
★ ページ先頭へ

③SMSで送信されたワンタイムパスワードを入力

[illegible]

④本人確認完了

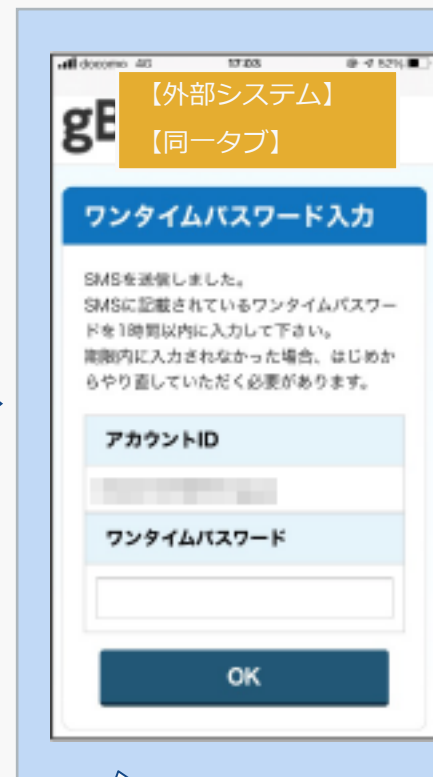
gBizIDによる本人確認の流れ (スマートフォンで申請／認証する場合)



①gBizIDを選択して「次へ進む」をクリック



②gBizIDのアカウントID、パスワードを入力してログイン



③SMSで送信されたワンタイムパスワードを入力



④本人確認完了



書類郵送による本人確認の 流れ

③引き続き申請操作を継続し、受付完了メールを受信しましたら、PDFファイル記載の内容に沿って本人確認書類の郵送をお願いいたします。

機体の新規登録

新規登録

機体をドローン登録システムへ登録申請します。

新規登録の申請を開始

新規登録に進む

メインメニューで「新規登録」のボタンを選択します。

本人確認を行う

本人確認方法を選択し、本人確認を行います。

所有者情報を入力する

登録する機体の所有者の情報を入力します。

機体情報を入力する

登録する機体およびリモートID機器等の情報を入力します。

使用者情報を入力する

登録する機体の使用者の情報を入力します。

所有者・機体・使用者情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

新規登録の申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、手数料納付番号と納付用URLがアカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

こちらの手続きでは手続きの途中で本人確認が必要です。また、手続きのための手数料が必要です。手数料は本人確認の方法により異なります。本人確認の方法及び手数料については[本人確認の方法](#)のマニュアルをご確認ください。

新規登録では機体の所有者情報、機体情報（型式名称や製造番号等）、リモートID機器等の情報、及び機体の使用者の情報が必要です。登録が必要な項目をマニュアルでご確認のうえ情報を手元にご準備ください。

新規登録には手数料が必要です。納付の方法と手数料の金額については[こちら](#)をご覧ください。※リンクを押すと外部サイトが開きます。

オンライン申請では、所有者が同じ機体を20台まで同時に申請することができます。

機体の新規登録に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
所有者の情報	- 氏名 - 住所 - 生年月日 - 電話番号 - メールアドレス	- 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者氏名 - 担当者住所 - 担当者部署名 - 担当者電話番号 - メールアドレス
機体の情報	- 製造者名 - 型式名 - 機体の種類 - 製造番号 - リモートID有無 【改造した機体や自作した機体の場合は下記の情報も必要です】 - 機体重量 - 最大離陸重量 - 機体寸法 - 改造の概要 ※改造した機体の場合 - 機体の画像（全体/上面、前面、側面、操縦装置） 【リモートIDが外付型の場合は下記の情報も必要です】 - リモートID機器製造者名 - リモートID機器形式 - リモートID機器製造番号	
使用者の情報	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス	- 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者氏名 - 担当者住所 - 担当者部署名 - 担当者電話番号 - メールアドレス
その他 ※本人確認の方法によって異なります。	- ドローン情報基盤システムのアカウント - マイナンバーカード - マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン - パスポート - 運転免許証 - その他本人確認書類	- ドローン情報基盤システムのアカウント - gBizIDプライム（メンバー）アカウント

新規登録【新規登録に進む】

メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報が 필요합니다。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除

メインメニューのページで、「所有者本人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「新規登録」のボタンを押します。



 国土交通省

 DIPS
Drone / UAS Information Platform System

使い方

よくある質問・
お問い合わせ

〇〇〇〇さん

本人確認方法の選択

STEP 01
本人確認方法選択

STEP 02
所有者情報入力

STEP 03
機体情報入力

STEP 04
使用者情報入力

STEP 05
入力情報確認

STEP 06
手続き完了

本人確認方法を選択するページが開きます。

新規登録【本人確認を行う】

本人確認方法を選択して本人確認を行います。

本人確認方法選択

マイナンバーカード

☒ ICカードリーダー認証

☐ 2次元バーコード認証

ICカードリーダーをお持ちの方は「ICカードリーダー認証」を、NFC対応スマートフォンをお持ちの方は「2次元バーコード認証」を選択し、「次へ進む」ボタンを押してください。

申請に600円の手数料として、申請する機体1機あたり300円が必要となります。
なお、複数機体と同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は300円、2台目以降の機体は1台あたり200円が必要となります。その合計金額を納付する必要があります。

マイナンバーカードを使用した本人確認では、マイナンバーカードを使用します。マイナンバーカードをインストールしていない方は、[マイナンバーカードをインストールする手順](#)をご覧ください。

ご自身のスマートフォンがNFCに対応しているかを確認したい場合は、[こちら](#)をご覧ください。（外部サイトが開きます）

☐ 運転免許証（eKYC）

eKYC（electronic Know Your Customer）とは、オンライン上で実施する本人確認方法です。

スマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。

こちらを選択し、「次へ進む」ボタンを押すと、2次元バーコードが表示されます。スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に映い運転免許証の裏面等の撮影を行ってください。

申請に600円の手数料として、申請する機体1機あたり1,450円が必要となります。
なお、複数機体と同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,050円が必要となります。その合計金額を納付する必要があります。

おPC、タブレット端末ではご利用できません。eKYCの利用に当たっては、[こちら](#)をご覧ください。

☐ パスポート（eKYC）

eKYC（electronic Know Your Customer）とは、オンライン上で実施する本人確認方法です。

スマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。

こちらを選択し、「次へ進む」ボタンを押すと、2次元バーコードが表示されます。スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に映いパスポートの身分事項ページ等の撮影を行ってください。

また、撮影終了後に所有者情報入力画面に遷移します。当該画面で「本人確認書類」の項目に氏名と住所と生年月日が分かる本人確認書類の画像をアップロードしてください。

申請に600円の手数料として、申請する機体1機あたり1,450円が必要となります。
なお、複数機体と同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,050円が必要となります。その合計金額を納付する必要があります。

おPC、タブレット端末ではご利用できません。eKYCの利用に当たっては、[こちら](#)をご覧ください。

☐ 上記以外の本人確認書類（書類の郵送）

こちらを選択し、「次へ進む」ボタンを押すと、所有者情報を入力する画面に遷移します。

その後、機体情報、使用資格を入力し、申請した後、本人確認書類を指定の宛先に郵送で提出してください。

申請に600円の手数料として、申請する機体1機あたり1,450円が必要となります。
なお、複数機体と同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,050円が必要となります。その合計金額を納付する必要があります。

お本人確認書類を郵送されていない場合や提出に必要な書類が揃っていない場合は、その後の手続きを進めることができません。

お本人確認書類の郵送に当たっては、必ず[こちら](#)をご覧ください。（外部サイトが開きます）

戻る

次へ進む

個人のアカウントの場合、「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「パスポート」、「書類の郵送」の、4種類の本人確認方法が利用できます。

それぞれの方法で利用条件、手順、申請に係る手数料が異なります。本人確認方法の詳細については[本人確認の方法](#)のマニュアル、又はページに記載の説明をご確認ください。

法人のアカウントの場合、gBizIDプライム（メンバー）による本人確認のみご利用可能です。手順と申請に係る手数料については[本人確認の方法](#)のマニュアル、又はページに記載の説明をご確認ください。

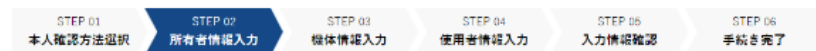
本人確認方法を選択したら「次へ進む」ボタンを押してください。選択した本人確認方法に従って外部サイト又はアプリが開きます。外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。手順については[本人確認の方法](#)のマニュアルにも記載しています。

本人確認が完了すると、所有者情報を入力するページが開きます。

新規登録【所有者情報を入力する】

新規登録する機体の所有者情報を入力します。

所有者情報の入力



新たに登録する機体の所有者情報を入力してください。

なお、各項目には、アカウント情報、マイナンバーカード又はgBizIDの情報が初期値として入力されています。

また、パスポートによる本人確認を選択された場合は、各項目を入力するとともに、「本人確認書類」の項目に氏名と住所が分かる本人確認書類の画像をアップロードしてください。

氏名 ①	申請 太郎
フリガナ ①	シンセイ タロウ
住所 ①	国/地域 日本/Japan 都道府県 東京都
	千代田区霞が関2
生年月日 ①	2000 年 1 月 1 日
電話番号 ①	国/地域 日本/Japan +81 123456789
メールアドレス ①	1234@xxx.com

戻る

機体情報の入力

入力に際し、アカウントの情報が反映されます。

本人確認の方法でマイナンバーカードを選択した場合は、券面情報も反映されますが、マイナンバーカードの氏名、住所、生年月日、性別と、所有者情報として登録いただいた情報に相違があった場合、情報更新のため、手続き完了までに必要なマイナンバーカードの読み取り回数が1回増えます。

パスポートによる本人確認を選択した場合は「本人確認書類」の項目に氏名と住所と生年月日が分かる本人確認書類の画像を本人確認書類2にアップロードしてください。

法人の方は、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。

入力が完了したら「機体情報の入力」ボタンを押してください。機体情報の入力画面が開きます。

新規登録【機体情報を入力する】

登録する機体の情報を入力します。

機体情報の入力

STEP 01
本人確認方法選択

STEP 02
所有者情報入力

STEP 03
機体情報入力

STEP 04
使用者情報入力

STEP 05
入力情報確認

STEP 06
手続き完了

新たに登録する機体の情報を入力してください。
複数の機体を新たに登録する場合は、「他の機体情報を続けて入力」ボタンを押し、続けて入力してください。

「メーカーの機体・改造した機体」または「自作した機体・その他」のいずれかを選択してください。

メーカーの機体・改造した機体

自作した機体・その他

製造者名

DRS

製造者名は選択必須項目です。

型式名

ST0001

型式名は選択必須項目です。

機体の種類

回転翼航空機(マルチ)

機体の種類は選択必須項目です。

製造番号

00001

製造番号は入力必須項目です。

リモートID有無

☒ なし ☐ あり (内蔵型) ☐ あり (外付型)

リモートID機器製造者名

戻る

他の機体情報を続けて入力

使用者情報の入力

機体のタイプによって必要な入力情報が異なります。メーカーの機体又はメーカーの機体を改造した機体を登録する場合は「メーカーの機体・改造した機体」のボタンを選択、自作した機体の場合は「自作した機体・その他」のボタンを選択し、表示された項目に全て情報を入力してください。

無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。

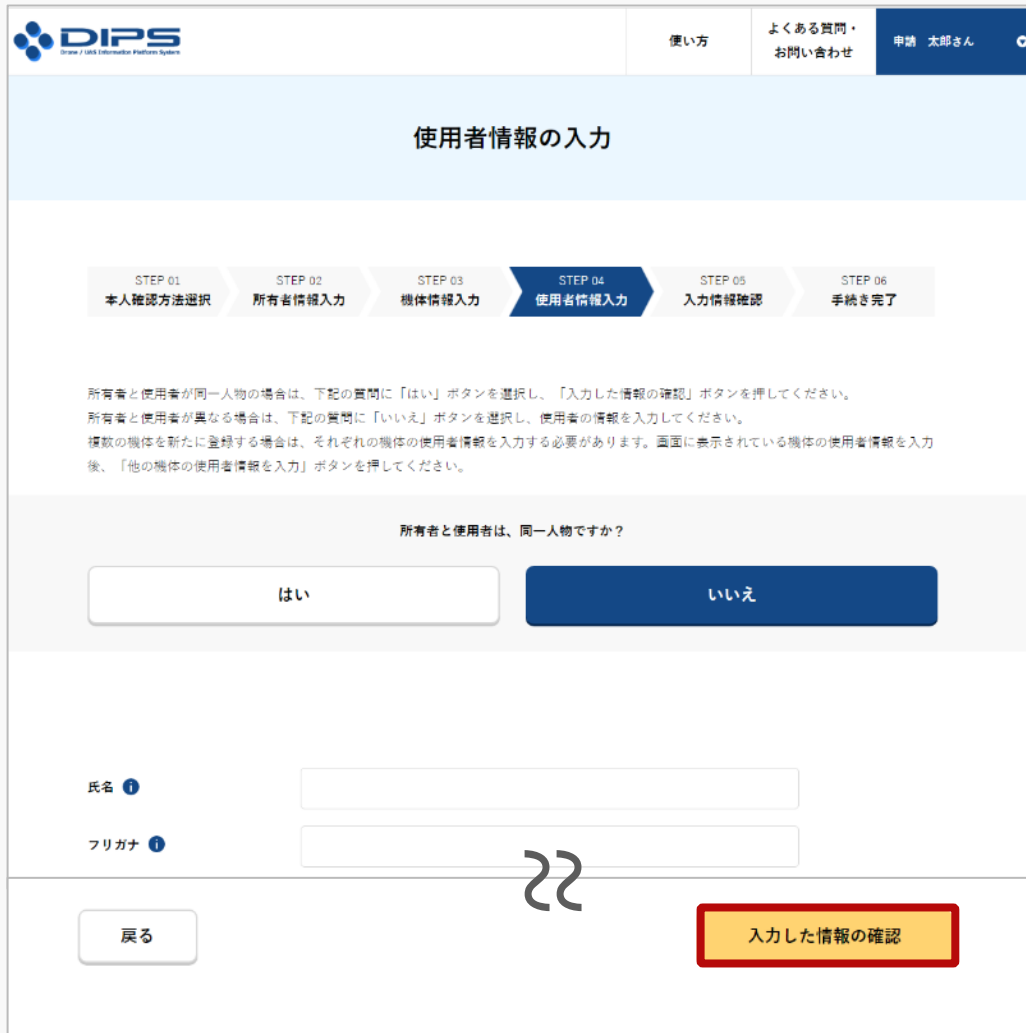
リモートID機器等に関する登録情報を変更するには、変更申請を行ってください。

一度に20台まで同時に機体を登録することができます。複数の機体を登録する場合は「他の機体情報を続けて入力」ボタンを押します。入力フォームが切り替わり別の機体の情報を入力できるようになります。

入力が完了したら「使用者情報の入力」ボタンを選択します。使用者情報の入力画面が開きます。

新規登録【使用者情報を入力する】

機体の使用者の情報を入力します。



DIPS
Drone / UAV Information Platform System

使い方 よくある質問・お問い合わせ 申請 太郎さん

使用者情報の入力

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 **STEP 04 使用者情報入力** STEP 05 入力情報確認 STEP 06 手続き完了

所有者と使用者が同一人物の場合は、下記の質問に「はい」ボタンを選択し、「入力した情報の確認」ボタンを押してください。
所有者と使用者が異なる場合は、下記の質問に「いいえ」ボタンを選択し、使用者の情報を入力してください。
複数の機体を新たに登録する場合は、それぞれの機体の使用者情報を入力する必要があります。画面に表示されている機体の使用者情報を入力後、「他の機体の使用者情報を入力」ボタンを押してください。

所有者と使用者は、同一人物ですか？

はい いいえ

氏名

フリガナ

戻る 入力した情報の確認

所有者と使用者が同一人物の場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の質問で「はい」ボタンを選択してください。

所有者と使用者が異なる場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の質問で「いいえ」ボタンを選択し、使用者の情報を入力してください。

機体情報の入力のページで複数の機体の情報を入力した場合は機体ごとに使用者情報を入力する必要があります。1つの機体の使用者情報を入力後、「他の機体の使用者情報を入力」ボタンを押し、登録する全ての機体の使用者情報を入力してください。

入力が完了したら「入力した情報の確認」ボタンを押します。所有者・機体・使用者情報の確認画面が開きます。

新規登録【所有者・機体・使用者情報を確認する】

入力した所有者情報・機体情報・使用者情報を確認し、登録申請を行います。

所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01
本人確認方法選択

STEP 02
所有者情報入力

STEP 03
機体情報入力

STEP 04
使用者情報入力

**STEP 05
入力情報確認**

STEP 06
手続き完了

登録した所有者情報・機体情報・使用者情報を確認の上、「登録申請」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

所有者情報

氏名	申請 太郎
フリガナ	シンセイ タロウ
住所	日本 東京都 千代田区霞が関2
生年月日	2000/01/01
電話番号	+81 123456789
メールアドレス	1234@xxx.com

戻る

登録申請

入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

入力内容に問題がなければ「登録申請」ボタンを押します。所有者として登録した方のメールアドレスと電話番号に確認用メールとショートメッセージが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。

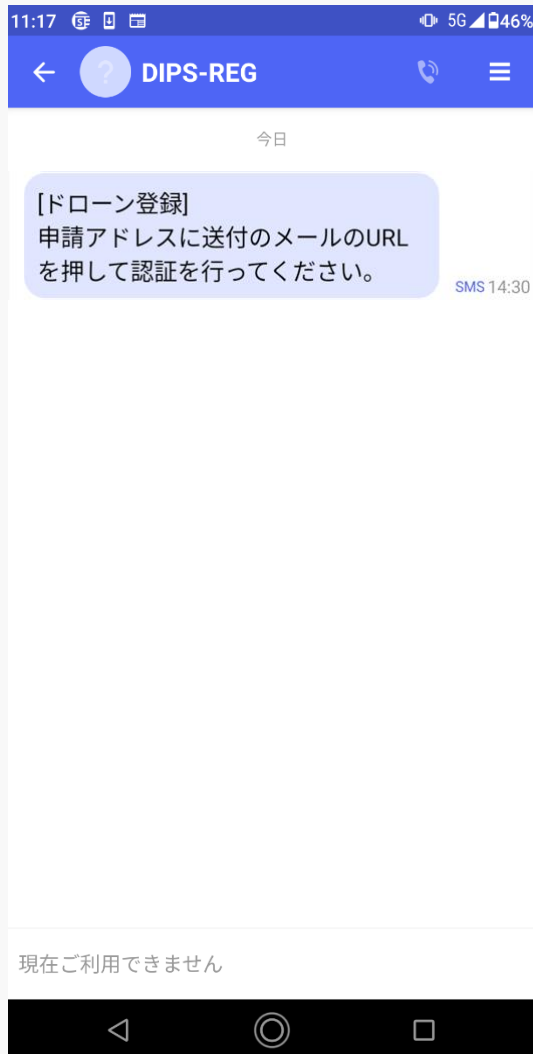
※到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

※ショートメッセージには到達確認URLは送付されません。メールをご確認頂き、認証を行ってください。

※再申請の場合はショートメッセージは送信されません。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合は認証のためにマイナンバーカードを読み取る必要があります。ダイアログが開きますのでダイアログの説明を確認のうえ「OK」ボタンを押します。

新規登録【到達確認をする】



所有者として登録された方の電話番号がショートメッセージを受信できる端末の場合、到達確認の手順についてのショートメッセージも併せて送付いたします。

※到達確認はSMSでは行えません。

※SMSの発信元は「DIPS-REG」です。

新規登録【到達確認をする】

× 【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合はここで「署名用電子証明書の暗証番号（6桁～16桁）」と「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）」を入力します。

到達確認が完了すると申請操作完了となります。

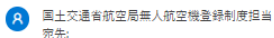
申請内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。



新規登録【到達確認をする】

× 【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

 国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

※スマートフォンで申請した場合、申請したスマートフォン上でメール等の別のアプリを開いて約10秒を経過すると、ブラウザの仕様から申請が失敗する場合があります。

このような場合はメール受信の通知から素早く確認をして頂くか、別の端末(PC、タブレットなど)にてメールを確認頂く、もしくはPCから申請して頂くようお願いします。



手数料の納付

手数料の納付

手数料の納付を開始



申請した手続きの一覧を開く

メインメニュー画面で「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。



手数料を納付する

クレジットカード、又はインターネットバンキング、ATMから納付を行います。



手数料の納付が完了

全ての手続きが完了すると申請者のメールアドレスにメールが通知されます。ドローン登録システムで登録記号の確認を行ってください。

新規登録と有効期間の更新の申請について、航空局で確認が終了すると、手数料納付番号と納付用URLがアカウントに登録されたメールアドレスに通知され、手数料を納付します。

手続きの際にマイナンバーカード、運転免許証（eKYC）、パスポート（eKYC）、gBizIDプライムで本人確認を行った場合、申請内容の確認が終了すると手数料納付番号と納付用URLが申請者のアカウントに登録されているメールアドレスへ送信されます。メールを受信したら手数料の納付ができます。

本人確認書類の郵送にて本人確認を行った場合、手数料納付番号が郵便物として発送されます。郵便物を受領したら手数料の納付ができます。

クレジットカード（※）、インターネットバンキング又はATMによる支払いが可能です。

（※）本人確認を郵送で行った場合は、クレジットカードによる納付をすることはできません。

手数料の納付に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
納付に必要な情報	- 手数料納付番号 - 納付用URL	
その他 ※支払い方法によっ て異なります	- ドローン情報基盤システムのアカウント - クレジットカード - キャッシュカード - インターネットバンキングの口座	

手数料の納付【申請した手続きの一覧を開く】

メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報がが必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除

メインメニューの「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

申請状況一覧のページが開きます。

手数料の納付【手数料を納付する】

申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。

「支払」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。

「取り下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

受付番号 ① 申請種別 ① 申請状況 ① 登録記号 ①

00000 選択してください 選択してください あ20-86

検索

受付番号	申請種別	申請状況	申請日	詳細	取消・取り下げ・再申請	支払選択
2020100003	更新	申請済	2020年10月06日	詳細	取消 取り下げ 再申請	支払選択

申請状況	申請日	詳細	取消・取り下げ・再申請	支払選択
申請済	2020年10月06日	詳細	取消 取り下げ 再申請	支払選択

申請状況一覧のページで、手数料を納付する申請の「支払選択」ボタンを押します。

支払選択のダイアログが表示されるので、支払方法を選択します。

※「支払選択」ボタンが押す事のできない申請については、既にお支払い済みか、まだお支払いの準備ができておりません。

恐れ入りますが準備ができるまで少々お待ちください。（お支払いの準備が整うとアカウントに登録されているメールアドレスに通知が届きます）

納付方法を以下よりご選択ください。

クレジットカード

ATM

インターネットバンキング

戻る

手数料の納付【手数料を納付する】

納付方法を以下よりご選択ください。

クレジットカード

ATM

インターネットバンキング

戻る

クレジットカードでのお支払い

クレジットカード情報をご確認の上、下記のボタンを押してください。

ボタンを押すと、外部サイトが表示されますので、クレジットカード情報を入力の上、お支払いの手続きを行ってください。

なお、ご利用のクレジットカードに3Dセキュア認証（本人認証）が設定されている場合、「この内容で支払う」ボタン押下後に3Dセキュア認証（本人認証）画面に自動的に遷移しますので、画面を開けずにそのまま認証操作を実施してください。

※ 3Dセキュア認証（本人認証）のご利用方法などに関しては、ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。

3Dセキュア認証（本人認証）を実施せず画面を閉じると、支払が完了されず、改めてのクレジットカードによる支払いが実施できなくなります。

クレジットカード払い（外部リンク）

また、お支払いの手続きを進めるにあたっては、あらかじめ以下の留意事項をご確認ください。

申請手数料：¥10,000

＜留意事項＞

①ボタンを押した後の外部サイトでの言語表示について

外部サイトでは、ドローン登録システム上の表示言語とは異なり、Webブラウザ（Edge、Safari等）の表示言語の設定により、表示される言語が異なりますので、ご注意ください。

Webブラウザの言語設定が「英語」、「中国語」以外の場合は「日本語」で表示。

Webブラウザの言語設定が「英語」、「中国語」の場合は「英語」、「中国語」で表示。

インターネットバンキングでのお支払い

ペイジー（Pay-easy）対応のインターネットバンキングで申請に係る手数料の振込をお願いします。

振込には、下表の情報が必要です。

収納機関番号	× × × × × × × × × × × × × × × ×
納付番号	× × × × × × × × × × × × × × × ×
確認番号	× × × × × × × × × × × × × × × ×
申請手数料	¥2,800

インターネットバンキングでのお支払い方法またはご利用いただける金融機関のATMについては、以下の参考サイトをご覧ください。

参考サイト：Pay-easy(ペイジー) 

戻る

ATMでのお支払い

ペイジー（Pay-easy）対応のATMで申請に係る手数料の振込をお願いいたします。

振込には、下表の情報が必要です。

収納機関番号	× × × × × × × × × × × × × × × ×
納付番号	× × × × × × × × × × × × × × × ×
確認番号	× × × × × × × × × × × × × × × ×
申請手数料	¥2,800

ATMでのお支払い方法またはご利用いただけるPay-easy(ペイジー)対応のATMについては、以下の参考サイトをご覧ください。

参考サイト：Pay-easy(ペイジー) 

戻る

【クレジットカードで納付する場合】

支払選択のダイアログで「クレジットカード」を選択します。表示内容を確認の上、「クレジットカード払い（外部リンク）」のボタンを押し、支払いサイトへ移動します。支払いサイトのガイドに従って支払いを行ってください。

【ATMで納付する場合】

支払選択のダイアログで「ATM」を選択します。表示内容を確認のうえ、収納機関番号、納付番号、確認番号、申請手数料を控えて頂き、Pay-easy（ペイジー）対応のATMで支払いを行ってください。

【インターネットバンキングで納付する場合】

支払選択のダイアログで「インターネットバンキング」を選択します。表示内容を確認のうえ、収納機関番号、納付番号、確認番号、申請手数料を控えて頂き、Pay-easy（ペイジー）対応のインターネットバンキングサービスで支払いを行ってください。

※ATM、インターネットバンキングでのお支払いには収納機関番号、納付番号、確認番号、申請手数料の情報が必要です。

※Pay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキングについては、[Pay-easy（ペイジー）のサイト](#)をご覧ください。

※リンクを押すと外部サイトが開きます。



登録記号の確認

登録記号・登録情報の確認

登録した無人航空機を飛行させる際は登録記号を機体に表示する必要があります。

新規登録の手続きがすべて完了すると、新規登録完了のお知らせが申請者のアカウントのメールアドレスへ送信されます。受信したメールを確認のうえ登録記号と登録情報の確認を行います。

登録記号と登録情報は下記の2通りの方法で確認頂けます。それぞれについて手順を記載しています。

- 【申請状況の詳細画面で確認する】

申請された時点での情報を確認することができます。

- 【所有機体情報の詳細画面で確認する】

機体に関する最新の情報を確認することができます。新規登録後に機体情報等を更新されている場合はこちらが最新となります。

登録記号・登録情報の確認（申請状況の詳細画面で確認する）

登録記号・登録情報の確認の開始

申請状況の詳細画面で登録記号と登録情報を確認します。

申請した手続きの一覧を開く

メインメニューで「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

登録記号・登録情報を確認する

申請した手続きの詳細を開き、登録記号と登録情報を確認します。

登録記号・登録情報の確認完了

無人航空機を飛行させる場合は、登録記号を表示させることが必要です。
忘れずに登録記号を表示してください。

登録記号・登録情報の確認に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	- 登録記号 - 登録情報を確認したい無人航空機を識別できる情報	

登録記号・登録情報の確認（申請状況の詳細画面で確認する）

【申請した手続きの一覧を開く】

メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の権限が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の権限及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除

申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。

「支払」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。

「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

条件に該当するデータが存在しませんでした。

申請受付番号 ①

申請種別 ①

申請状況 ①

登録記号 ①

選択してください ▼

選択してください ▼

検索

申請受付番号

申請種別

申請状況

申請日

詳細

取消・取
下げ・再申請

支払選択

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

申請状況の一覧画面が開きます。

登録記号・登録情報の確認（申請状況の詳細画面で確認する）

【登録記号・登録情報を確認する】

受付番号	申請種別	申請状況	申請日	詳細	取消・取り下げ・再申請	支払選択
2020100003	更新	申請済	2020年10月06日	詳細		
2020100002	所有者移転（譲渡）	受取待	2020年10月06日	詳細	取り下げ	
2020100001	新規登録	申請済	2020年10月06日	詳細		

◀◀ ◀ 1 2 3 ▶ ▶▶

申請状況詳細

申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。

申請状況

申請受付番号 DR2100031943

申請種別 新規登録



機体情報

登録記号 JU321CEE4524

製造区分 メーカーの機体・改造した機体

製造者名 DRS

これまでの申請内容が一覧として表示されます。
申請状況を確認頂けます。

また、申請受付番号・登録記号による申請の部分一致検索が可能です。

一覧の中から登録記号・登録情報を確認したい機体の申請を選び「詳細」ボタンを押します。

申請内容の詳細ページが表示されるので、登録情報を確認します。登録記号は機体情報の中の登録記号の項目に記載されています。

登録記号・登録情報の確認は以上です。



登録記号・登録情報の確認（所有機体情報の詳細画面で確認する）

登録記号・登録情報の確認の開始



所有機体の一覧を開く

メインメニューで「機体情報・使用者情報の確認/変更」ボタンを選択します。



登録記号・登録情報を確認する

所有機体の一覧で登録記号・登録情報を確認する機体の詳細を開き、登録記号と登録情報を確認します。



登録記号・登録情報の確認完了

無人航空機を飛行させる場合は、登録記号を表示させることが必要です。忘れずに登録記号を表示してください。

所有機体情報の詳細画面で登録記号と登録情報を確認します。

登録記号・登録情報の確認に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	- 登録記号 - 登録情報を確認したい無人航空機を識別できる情報	

登録記号・登録情報の確認（所有機体情報の詳細画面で確認する） 【所有機体の一覧を開く】

メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報がが必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠
の中にある「所有者情報の確認/変更」ボタンを
選択します。

所有機体の一覧画面が開きます。

登録記号・登録情報の確認（所有機体情報の詳細画面で確認する）

【登録記号・登録情報を確認する】

機体と使用者情報の確認/変更

登録した機体の情報の確認、機体情報と使用者情報の変更を行うことができます。

機体の情報、使用者情報を変更する場合は、変更する機体を選択した上で、「機体・使用者情報の変更」ボタンを押してください。

☒ 全てを選択

	登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限	
☒	あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
☒	あ56-78	Z20201 0	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
☒	あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細

登録情報詳細

機体情報

機体ステータス 正常

登録記号 あ12-34

追加改造有無 無

製造区分 自作した機体・改造した機体

製造者名 DJI

所有機体が一覧で表示されます。

また、登録記号・型式・電話番号・メールアドレスによる機体の部分一致検索が可能です。

一覧の中から登録記号・登録情報を確認したい機体の申請を選び「詳細」ボタンを押します。

所有機体の詳細ページが表示されるので、登録情報を確認します。登録記号は機体情報の中の登録記号の項目に記載されています。

登録記号・登録情報の確認は以上です。



申請状況の確認・取消・取下げ

申請状況の確認・取消・取下げ

申請状況の確認・取消・取下げの開始



申請中の手続きの一覧を開く

メインメニューで「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。



申請状況と内容を確認する

申請した手続きの一覧及び詳細ページで申請内容を確認します。



申請の取消・取下げをする

「取消」ボタン又は「取下げ」ボタンを押して手続き取消・取下げします。



申請状況の確認・取消・取下げ完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

申請状況及び申請内容の確認、
申請の取消及び取下げを行います。

申請状況の確認・取消・取下げ

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	・ ドローン情報基盤システムのアカウント	

申請状況の確認・取消・取下げ【申請中の手続きの一覧を開く】

メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

申請状況の一覧画面が開きます。

申請状況の確認・取消・取下げ【申請状況と内容を確認する】

申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。
「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。
「支払」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。
条件に該当するデータが存在しませんでした。

申請受付番号 ⓘ

申請種別 ⓘ

申請状況 ⓘ

登録記号 ⓘ

選択してください

選択してください

検索

申請受付番号	申請種別	申請状況	申請日	詳細	取消・取下げ・再申請	支払選択
--------	------	------	-----	----	------------	------



申請状況詳細

申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。

申請状況

申請受付番号	DR2100031943
申請種別	新規登録
申請状況	手続完了
収納機関番号	

これまでの申請内容が一覧として表示されます。
申請状況を確認頂けます。

また、申請受付番号・登録記号による申請の部分
一致検索が可能です。

申請内容を確認するには「詳細」ボタンを選択し
ます。

申請状況詳細のページが開きます。

申請状況の確認・取消・取下げ【申請の取消・取下げをする】

申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。

「支払」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。

受付番号	申請種別	申請状況	申請日	詳細	取消・取り下げ・再申請	支払選択
2020100003	更新	申請済	2020年10月06日	詳細	取消 取り下げ 再申請	支払選択

申請状況詳細

申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。

申請を取り下げる場合は、画面最下部の「取下げ」ボタンを押下してください。

申請状況

申請受付番号 DR2100031944

申請種別 新規登録

所有者・使用者
同一人物確認

戻る

こちらのボタンを押すと申請が取り下げられます。改めて申請を取り下げてよいのか確認の上、こちらのボタンを押してください。

取下げ

代理人設定に伴うパスワード発行の申請、及び機体の譲渡に関わる申請を取消す場合は、申請一覧のページで「取消」ボタンを押します。

その他、新規登録などの申請を取り下げる場合は、申請一覧のページで「取下げ」ボタンを押します。

申請状況詳細のページが開くので、「取消」又は「取下げ」をする申請内容を確認のうえ、問題が無ければ「取消」又は「取り下げ」のボタンを押します。

手続き完了のページが表示され、申請者のアカウントのメールアドレスに申請内容のメールが送付されます。



再申請

再申請

申請の取下げを行った場合、又は申請内容の修正が必要になった場合に再申請を行います。

再申請の開始

申請した手続きの一覧を開く

メインメニューで「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

再申請する申請手続きを選ぶ

申請中の一覧の中から再申請する申請手続きを選びます。

申請内容を確認・修正する

所有者・機体・使用者情報の確認のページで申請内容を確認・修正します。

再申請する

申請内容に誤りが無ければ再申請を実行します。

到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

再申請の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

再申請に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	• ドローン情報基盤システムのアカウント	

再申請【申請中の一覧を開く】

メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

申請状況の一覧画面が開きます。

再申請【再申請する申請手続きを選ぶ】

申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。
「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。
「支払」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

申請受付番号 ① 申請種別 ① 申請状況 ① 登録記号 ①

 選択してください 選択してください

検索

申請受付番号	申請種別	申請状況	申請日	詳細	取消・取下げ・再申請	支払選択
DR2100031848	更新	手続中止	2021/11/30	詳細	再申請	

申請状況の一覧で「再申請」ボタンを押します。

所有者・機体・使用者情報の確認のページが開きます。

申請種別	申請状況	申請日	詳細	取消・取り下げ・再申請	支払選択
更新	申請済	2020年10月06日	詳細	取消 取り下げ 再申請 取消	支払選択

再申請【申請内容を確認・修正する】

所有者・機体・使用者情報の確認

22

氏名	署名 花子
フリガナ	ショメイ ハナコ
住所	日本 神奈川県 横浜市神奈川区本町1-1-1
生年月日	2000/01/01
電話番号	+81 09012345678
メールアドレス	sample@sample.com

所有者の修正



所有者情報の入力

22

生年月日 ⓘ	2000	年	1	月	1	日
電話番号 ⓘ	国/地域	日本/Japan	+81	09012345678		
メールアドレス ⓘ	sample@sample.com					

戻る

訂正完了

所有者・機体・使用者情報の確認のページで、申請内容を確認します。

修正が必要な場合は所有者・機体・使用者情報の下にある修正ボタンを押して、修正用のフォームを開きます。

各フォームで修正を加えたら、フォームの下部にある「訂正完了」ボタンを押します。

所有者・機体・使用者情報の確認のページに戻ります。

再申請【再申請する】

所有者・機体・使用者情報の確認

22

改造の有無改造無し

削除機体の修正

● 使用者情報

所有者・使用者
同一人物確認所有者情報と同じ

使用者の修正

戻る再申請

所有者・機体・使用者情報の確認ページで「再申請」のボタンを押します。

再申請の手続きが完了しました。

申請状況の確認
メインメニュー画面の「申請状況確認」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

所有者として登録する方のメールアドレスへ到達確認メールが送られます。所有者はメールを確認して到達確認を行います。到達確認が完了すると手続き完了のページが開きます。

再申請【到達確認をする】

× 【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

機体の所有者は到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

機体の所有者が到達確認を完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。

※スマートフォンで申請した場合、申請したスマートフォン上でメール等の別のアプリを開いて約10秒を経過すると、ブラウザの仕様から申請が失敗する場合があります。

このような場合はメール受信の通知から素早く確認をして頂くか、別の端末(PC、タブレットなど)にてメールを確認頂く、もしくはPCから申請して頂くようお願いします。



所有者情報の確認・変更

所有者情報の確認・変更

所有者情報を確認・変更します。

所有者情報の確認・変更の開始

所有機体の一覧を開く

メインメニュー画面で「所有者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

所有者情報を確認する

所有機体の一覧及び詳細ページで情報を確認します。

所有者情報を変更する機体を選択する

所有者情報を変更する機体を選択して変更の手続きに進みます。

所有者情報を変更する

所有者情報を変更します。

変更内容を確認して変更届出をする

変更内容を確認して誤りが無ければ変更届出をします。

到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

所有者情報の確認・変更の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

こちらの手続きでは手続きの途中で本人確認が必要です。本人確認の方法については[本人確認の方法](#)のマニュアルをご確認ください。

所有者情報の確認・変更に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
変更後の所有者の情報	- 氏名 - 住所 - 生年月日 - 電話番号 - メールアドレス	- 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者氏名 - 担当者住所 - 担当者部署名 - 担当者電話番号 - メールアドレス
その他 ※本人確認の方法 によって異なります。	- ドローン情報基盤システムのアカウント - マイナンバーカード - マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン - パスポート - 運転免許証 - その他本人確認書類	- ドローン情報基盤システムのアカウント - gBizIDプライム

所有者情報の確認・変更【所有機体の一覧を開く】

メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「所有者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

所有機体の一覧画面が開きます。

所有者情報の確認・変更【所有者情報を確認する】

所有者情報の確認/変更

☒ 全てを選択

	登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限	
☒	あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
☒	あ56-78	Z20201 0	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
☒	あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細



登録情報詳細



所有者、機体、使用者の各種登録情報の確認・変更をいただけます。

所有者情報

法人番号 1234567890123

企業・団体名 テスト株式会社

代表者氏名 代表 太郎

本店又は主たる事務所の所在地 日本 東京都 渋谷区道玄坂XXX

所有機体が一覧で表示されます。

また、登録記号・型式・電話番号・メールアドレスによる機体の部分一致検索が可能です。

所有者に関する詳細情報を確認する場合は「詳細」ボタンを選択して、詳細画面を開きます。

所有者情報の確認は以上です。

引き続き、所有者情報を変更するには以降の手順に進んでください。

所有者情報の確認・変更【所有者情報を変更する機体を選択する】

所有者情報の確認/変更

??

☒ 全てを選択

	登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限	
☒	あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
☒	あ56-78	Z20201 0	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
☒	あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細

??

戻る

所有者情報の変更

所有機体の一覧で、所有者情報を変更したい機体にチェックを付けます。複数の機体を選択することができます。

機体を選択したら「所有者情報の変更」ボタンを押します。

所有者情報（電話番号・メールアドレスなど）が異なる機体を複数選択していた場合はダイアログが表示されます。ダイアログ表示された内容を確認し、「OK」「キャンセル」を押してください。

この機能は同一の所有者の機体において新旧の情報が混在するのを避けるための機能です。

所有者情報を変更する機体の確認

??

登録記号	型式名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限
あ20-86	AB-100	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年12月15日
あ56-78	Z202010	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年11月30日
あ12-34	AB-100	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2020年12月1日

??

戻る

変更する所有者情報の入力

選択した機体が一覧で表示されるので、確認のうえ「変更する所有者情報の入力」ボタンを押します。

所有者情報の変更フォームが開きます。

所有者情報の確認・変更【所有者情報を変更する】

変更する所有者情報の入力

本人確認の再実施

マイナンバーカード

ICカードリーダー認証

2次元バーコード認証

運転免許証 (eKYC)

パスポート (eKYC)

その他の本人確認書類
(書類の郵送)

22

氏名 ①	姓 花子
フリガナ ①	ショメイ ハナコ
住所 ①	国/地域 日本/Japan 都道府県 東京都 千代田区千代田 1-1
生年月日 ①	1987 年 3 月 3 日
電話番号 ①	国/地域 日本/Japan +81 09012345678
メールアドレス ①	sample@sample.com

戻る

確認

所有者の氏名や住所など変更する場合（※）は本人確認が必要です。所有者情報の変更フォームで本人確認方法を選択し、本人確認を行ってください。（氏名又は住所以外を変更する場合は本人確認不要です）

本人確認の手順については[本人確認の方法](#)のマニュアルをご確認ください。

変更後の情報を入力します。変更後の情報の入力が終わったら「確認」ボタンを押します。

※ 変更するうえで本人確認が必要となる項目

個人：氏名、住所、生年月日

法人：法人番号、企業・団体名、代表者氏名、本店又は主たる事務所の所在地

所有者情報の確認・変更【変更内容を確認して変更届出をする】

所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01
所有者情報を変更する機体確認

STEP 02
変更情報入力

STEP 03
変更情報確認

STEP 04
手続き完了

更新する所有者情報・機体情報・使用者情報を確認の上、「変更申請」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンをクリックしてください。

所有者情報

氏名	署名 花子
フリガナ	ショメイ ハナコ
住所	日本 東京都 千代田区千代田 1-1
生年月日	1987/03/03
電話番号	+81 09012345678
Eメールアドレス	sample@sample.com

所有者の修正

機体 1

機体情報

登録記号	JU321C2D3639
製造区分	メーカーの機体
製造者名	DJI JAPAN株式会社
型式名	Inspire 1
機体の種類	固定翼航空機(マルチローター)
製造番号	1207B01

入力した情報を確認し、所有者情報変更の届出をします。修正が必要な場合は「戻る」ボタンを押すと入力ページに戻って修正が可能です。

同時に機体情報や使用者情報も変更する場合は「機体の修正」、「使用者の修正」ボタンを押すと修正フォームが開き、修正ができます。

入力した情報に問題がなければ「変更申請」ボタンを押します。所有者として登録した方のメールアドレスと電話番号に確認用メールとショートメッセージが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。

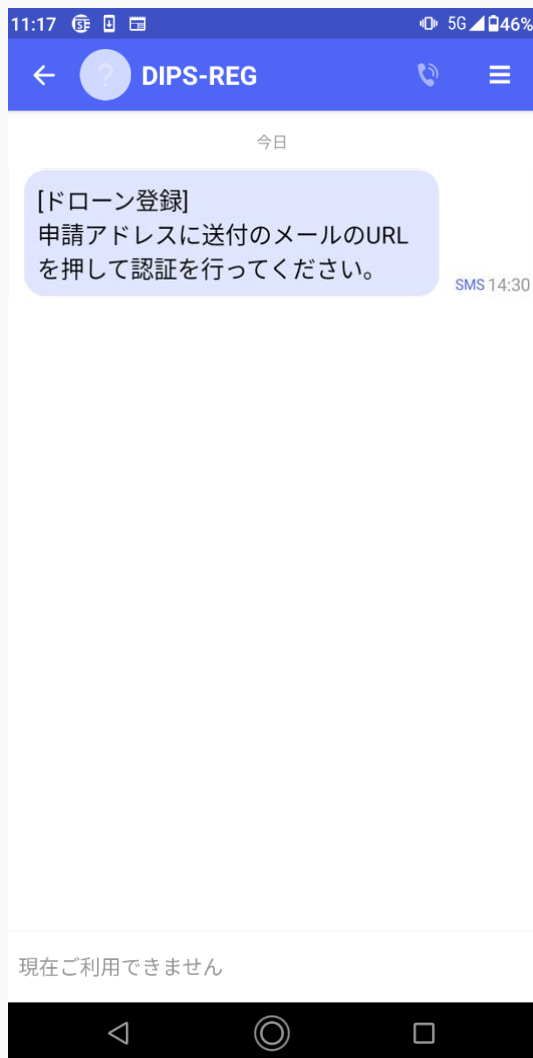
※到達確認が完了するまで届出の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

※ショートメッセージには到達確認URLは送付されません。メールをご確認頂き、認証を行ってください。

※再申請の場合はショートメッセージは送信されません。

所有者情報を変更する際にマイナンバーカードで本人確認を行った場合は認証のためにマイナンバーカードを読み取る必要があります。ダイアログが開きますのでダイアログの説明を確認のうえ「OK」ボタンを押します。

所有者情報の確認・変更【到達確認をする】



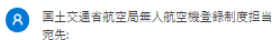
所有者として登録された方の電話番号がショートメッセージを受信できる端末の場合、到達確認の手順についてのショートメッセージも併せて送付いたします。

※到達確認はSMSでは行えません。

※SMSの発信元は「DIPS-REG」です。

所有者情報の確認・変更【到達確認をする】

× 【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures



※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり届出の手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合はここで「署名用電子証明書の暗証番号（6桁～16桁）」と「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）」を入力します。

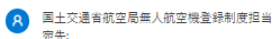
到達確認が完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。



所有者情報の確認・変更【到達確認をする】

× 【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures



※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

※スマートフォンで申請した場合、申請したスマートフォン上でメール等の別のアプリを開いて約10秒を経過すると、ブラウザの仕様から申請が失敗する場合があります。

このような場合はメール受信の通知から素早く確認をして頂くか、別の端末(PC、タブレットなど)にてメールを確認頂く、もしくはPCから申請して頂くようお願いします。



機体と使用者情報の確認・変更

機体と使用者情報の確認・変更

機体と使用者の情報を確認・変更します。

機体情報の確認/変更の開始

所有機体の一覧を開く

メインメニュー画面で「機体情報・使用者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

所有機体を確認する

所有機体の一覧及び詳細ページで情報を確認します。

機体・使用者情報を変更する機体を選択する

機体・使用者情報を変更する機体を選択して変更の手続きに進みます。

機体情報を変更する

機体やリモートID機器等の情報を変更します。

使用者情報を変更する

使用者の情報を変更します。

変更内容を確認して変更届出をする

変更内容を確認して誤りが無ければ変更届出をします。

到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

機体情報の確認/変更の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

機体と使用者情報の確認・変更に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
変更後の機体の情報	【改造した機体や自作した機体の場合は下記の情報も必要です】 - 製造者名 - 型式名 - 機体の種類 - 製造番号 - リモートID有無 - 機体重量 - 最大離陸重量 - 機体寸法 - 改造の概要 ※改造した機体の場合 - 機体の画像（全体/上面、前面、側面、操縦装置） 【リモートIDが外付型の場合は下記の情報も必要です】 - リモートID機器製造者名 - リモートID機器形式 - リモートID機器製造番号	
変更後の使用者の情報	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス	- 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者氏名 - 担当者住所 - 担当者部署名 - 担当者電話番号 - メールアドレス
その他	ドローン情報基盤システムのアカウント	

機体と使用者情報の確認・変更【所有機体の一覧を開く】

メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報がが必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠
の中にある「機体情報・使用者情報の確認/変
更」ボタンを選択します。

所有機体の一覧画面が開きます。

機体と使用者情報の確認・変更【所有機体を確認する】

機体と使用者情報の確認/変更

22

☒ 全てを選択

	登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限	
☒	あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
☒	あ56-78	Z20201 0	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
☒	あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細

登録情報詳細

22

所有者、機体、使用者の各種登録情報の確認・変更をいただけます。

所有者情報

法人番号 1234567890123

企業・団体名 テスト株式会社

代表者氏名 代表 太郎

本店又は主たる事務所の所在地 日本 東京都 渋谷区道玄坂XXX

所有機体が一覧で表示されます。

また、登録記号・製造者・型式・使用者氏名による機体の部分一致検索が可能です。

機体・使用者に関する詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを選択して、詳細画面を開きます。

機体・使用者情報の確認は以上です。

引き続き、機体情報を変更するには以降の手順を続けます。

機体と使用者情報の確認・変更【機体・使用者情報を変更する機体を選択する】

機体と使用者情報の確認/変更

☑ 全てを選択

	登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限	
☒	あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
☒	あ56-78	Z20201 0	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
☒	あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細

戻る 機体・使用者情報の変更

所有機体の一覧で、機体・使用者情報を変更したい機体にチェックを付けます。複数の機体を選択することができます。

機体を選択したら「機体・使用者情報の変更」ボタンを押します。

所有者情報（電話番号・メールアドレスなど）が異なる機体を複数選択していた場合はダイアログが表示されます。ダイアログ表示された内容を確認し、「OK」「キャンセル」を押してください。
この機能は同一の所有者の機体において新旧の情報が混在するのを避けるための機能です。

所有者情報を変更する機体の確認

登録記号	型式名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限
あ20-86	AB-100	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年12月15日
あ56-78	Z202010	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年11月30日
あ12-34	AB-100	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2020年12月1日

戻る 変更する機体・使用者情報の入力

選択した機体が一覧で表示されるので、確認のうえ「変更する機体・使用者情報の入力」ボタンを押します。

機体・使用者情報の変更フォームが開きます。

機体と使用者情報の確認・変更【機体情報を変更する】

変更する機体・使用者情報の入力

STEP 01 機体・使用者情報を変更する機体確認
STEP 02 変更情報入力
STEP 03 変更情報確認
STEP 04 手続き完了

機体情報に変更があるかないかを選択した上で、該当する項目に変更の内容を入力してください。
変更後の内容の入力が終わりましたら、「確認」ボタンを押してください。
変更する機体が多数ある場合は、「他の機体の機体・使用者情報を入力」ボタンを押し、続けて入力してください。

機体情報に変更はありますか？

機体情報

使用者情報

見出しを押すとフォームが開きます

機体情報に変更がある場合は「機体情報に変更はありますか？」の問いに対して「はい」を選択し、変更後の機体情報を入力します。

製造区分、製造者名、型式名、機体の種類、製造番号を変更することはできません。これらの変更が必要な場合は新しい機体として新規登録をしてください。

無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。リモートID機器等を新たに搭載、変更した場合は、変更申請を行ってください。

複数の機体を選択した場合は使用者情報の確認・変更後に「他の機体・使用者情報を入力」ボタンを押して機体を切り替えてください。

選択した機体全ての確認・変更が完了したら「確認」ボタンを選択します。

確認画面が開きます。

機体と使用者情報の確認・変更【使用者情報を変更する】



機体情報

使用者情報

見出しを押すとフォームが開きます



所有者と使用者は、同一人物ですか？

はい いいえ

他の機体の情報参照 ⓘ 1機体目 (DJI JAPAN株式会社 Inspire 1) ▼

氏名 ⓘ 使用者 太郎

フリガナ ⓘ ショウシャ タロウ

住所 ⓘ 国/地域 日本/Japan ▼ 都道府県 東京都 ▼
千代田区千代田 1-1-1

電話番号 ⓘ 国/地域 日本/Japan ▼ +81 09012345678

メールアドレス ⓘ sample@sample.com

戻る 確認

所有者と使用者が同じである場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の問いに対して「はい」を選択してください。

所有者と使用者が別の場合は、変更後の使用者の情報を入力してください。

複数の機体を選択した場合は、機体情報の確認・変更後に「他の機体・使用者情報を入力」ボタンを選択して、機体を切り替えます。

選択した機体全ての確認・変更が完了したら「確認」ボタンを選択します。

確認画面が開きます。

機体と使用者情報の確認・変更【変更内容を確認して変更届出をする】

所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 STEP 04 使用者情報入力 STEP 05 入力情報確認 STEP 06 手続き完了

機体 1

●機体情報

登録番号	011234567890
製造区分	自作した機体・その他
製造者名	株式会社ドローン製造
型式名	ABC001
機体の種類	固定翼航空機(マルチローター)
製造番号	01412356789041235678
リモートID有無	あり(外付型)
リモートID機器製造者名	リモートID機器製造者
リモートID機器型式	リモートID機器型式
リモートID機器製造番号	DUMMYRID111
追加改造有無	有

戻る

変更申請

入力した情報を確認し、機体・使用者情報変更の届出をします。修正が必要な場合は「戻る」ボタンを押すと入力ページに戻って修正が可能です。同時に所有者情報を変更する場合は「所有者の修正」ボタンを押すと修正フォームが開き修正ができます。方法については[所有者情報の確認・変更](#)のマニュアルをご覧ください。

入力した情報に問題がなければ「変更申請」ボタンを押します。

機体と使用者情報の変更のために所有者情報が異ってなる機体を複数選択していた場合、選択した機体の中で所有者情報の最終更新日が最も新しい機体の所有者情報に統一される旨のダイアログが表示されます。改めて確認、変更が必要な場合は「キャンセル」ボタンを押してダイアログを閉じ、所有者情報の確認を行ってください。

届出内容に不備が無ければ、所有者として登録した方のメールアドレスと電話番号に確認用メールとショートメッセージが送信される旨のダイアログが表示されます。問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。

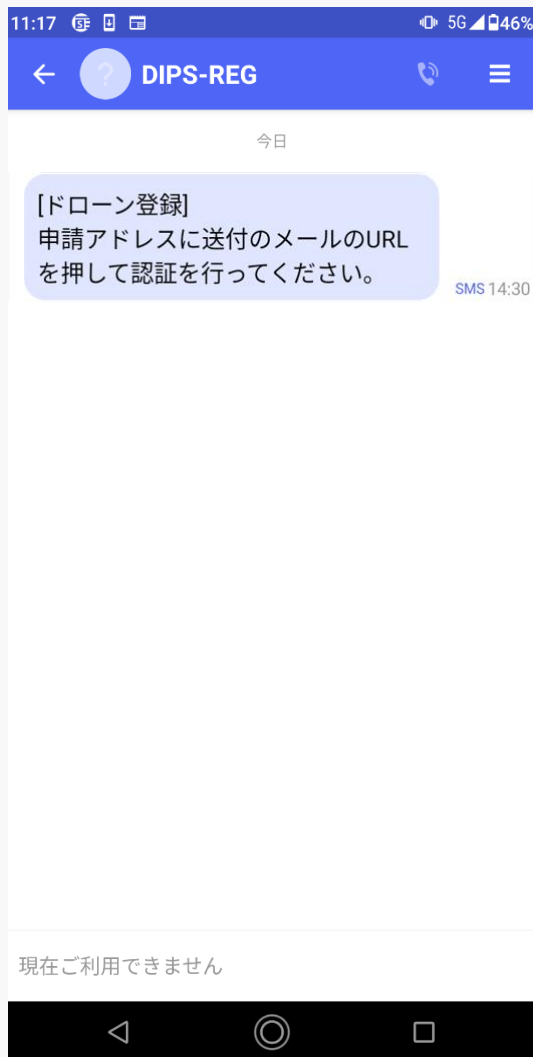
所有者情報を変更する際にマイナンバーカードで本人確認を行った場合は認証のためにマイナンバーカードをもう一度読み取る必要があります。ダイアログが開きますのでダイアログの説明を確認のうえ「OK」ボタンを押します。

※到達確認が完了するまで届出の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

※ショートメッセージには到達確認URLは送付されません。メールをご確認頂き、認証を行ってください。

※再申請の場合はショートメッセージは送信されません。

機体と使用者情報の確認・変更【到達確認をする】



所有者として登録された方の電話番号がショートメッセージを受信できる端末の場合、到達確認の手順についてのショートメッセージも併せて送付いたします。

※到達確認はSMSでは行えません。

※SMSの発信元は「DIPS-REG」です。

機体と使用者情報の確認・変更【到達確認をする】

×【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

 国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

=====

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり届出の手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合はここで「署名用電子証明書の暗証番号（6桁～16桁）」と「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）」を入力します。

到達確認が完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。



機体と使用者情報の確認・変更【到達確認をする】

×【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures



国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

※スマートフォンで申請した場合、申請したスマートフォン上でメール等の別のアプリを開いて約10秒を経過すると、ブラウザの仕様から申請が失敗する場合があります。

このような場合はメール受信の通知から素早く確認をして頂くか、別の端末(PC、タブレットなど)にてメールを確認頂く、もしくはPCから申請して頂くようお願いします。



有効期間の更新

有効期間の更新

登録記号発行済みの機体について、有効期間の更新を行います。

有効期間の更新の開始

所有機体の一覧を開く

メインメニューで「有効期間の更新」ボタンを選択します。

有効期間を更新する機体を選択する

所有機体の一覧で有効期間を更新する機体を選択します。

本人確認を行う

本人確認方法を選択し、本人確認を行います。

機体の所有者情報を入力する

機体の所有者情報を入力して確認画面へ進みます。

登録情報を確認して更新申請する

機体の所有者・機体・使用者情報を確認して更新申請を行います。

到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

有効期間の更新の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

こちらの手続きでは手続きの途中で本人確認が必要です。また、手続きのための手数料が必要です。手数料は本人確認の方法により異なります。本人確認の方法及び手数料については[本人確認の方法](#)のマニュアルをご確認ください。

更新と合わせて所有者情報、機体情報、使用者情報の変更手続きをすることができます。

有効期間の更新に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
所有者の情報 ※変更がある場合	- 氏名 - 住所 - 生年月日 - 電話番号 - メールアドレス	- 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者氏名 - 担当者住所 - 担当者部署名 - 担当者電話番号 - メールアドレス
機体の情報 ※変更がある場合	- 製造者名 - 型式名 - 機体の種類 - 製造番号 - リモートID有無 【改造した機体や自作した機体の場合は下記の情報も必要です】 - 機体重量 - 最大離陸重量 - 機体寸法 - 改造の概要 ※改造した機体の場合 - 機体の画像（全体/上面、前面、側面、操縦装置） 【リモートIDが外付型の場合は下記の情報も必要です】 - リモートID機器製造者名 - リモートID機器形式 - リモートID機器製造番号	
使用者の情報 ※変更がある場合	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス	- 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者氏名 - 担当者住所 - 担当者部署名 - 担当者電話番号 - メールアドレス
その他 ※本人確認の方法 によって異なります。	- ドローン情報基盤システムのアカウント - マイナンバーカード - マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン - パスポート - 運転免許証 - その他本人確認書類	- ドローン情報基盤システムのアカウント - gBizIDプライム（メンバー）アカウント

有効期間の更新【所有機体の一覧を開く】

所有者本人が申請

無人航空機登録申請メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期間の更新

登録されている機体の有効期間を更新することができます。

登録機体の削除

登録されている機体を削除することができます。

その他の手続き

有効期間が切れた機体・削除された機体の確認、登録されている機体の譲渡などの手続きを代理人に依頼するためのパスワード発行などがあります。

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「有効期間の更新」ボタンを押します。

登録されている所有機体の一覧が表示されます。

また、登録記号・製造者・型式・使用者氏名による機体の部分一致検索が可能です。

有効期間の更新【有効期間を更新する機体を選択する】

有効期間の確認・更新申請

☒ 全てを選択

登録記号	型式名	所有者氏名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限	
あ20-86	AB-100	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
あ56-78	Z202010	山田 太郎	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細
あ12-34	AB-100	山田 太郎	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2021/09/01	詳細

戻る

有効期間の更新

有効期間を更新する機体の確認・更新申請

登録記号	型式名	住所	電話番号	メールアドレス	有効期限
あ20-86	AB-100	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年12月15日
あ56-78	Z202010	東京都千代田区霞ヶ関 XXX	05012345678	kasumi@xxx.co.jp	2020年11月30日
あ12-34	AB-100	東京都江東区豊洲 XXX	05011112222	toyosu@xxx.co.jp	2020年12月1日

戻る

本人確認

登録されている所有機体の一覧の中から、有効期間を更新する機体を全て選択します。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

更新する機体を全て選択したら「有効期間の更新」ボタンを押します。

選択した機体の確認ページが開きます。内容を確認して問題が無ければ「本人確認」ボタンを押します。

本人確認のページが開きます。

有効期間の更新【本人確認を行う】

本人確認方法を選択して本人確認を行います。

本人確認方法選択

マイナンバーカード

☐ ICカードリーダー認証 ☐ 2次元バーコード認証

ICカードリーダーをお持ちの方は「ICカードリーダー認証」を、NFC対応スマートフォンをお持ちの方は「2次元バーコード認証」を選択し、「次へ進む」ボタンを押してください。

申請に係る手数料として、申請する機体1台あたり900円が必要です。
なお、複数機体を同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は900円、2台目以降の機体は1台あたり800円が必要となり、その合計金額を納付する必要があります。

※マイナンバーカードを使用した本人確認では、マイナポータルAPを使用します。マイナポータルAPをインストールしていない方は、[マイナポータルAPインストール手順](#)をご確認ください。

※ご自身のスマートフォンがNFCに対応しているかを確認したい場合は、[こちら](#)をご覧ください。（外部サイトが開きます）

運転免許証（eKYC）

eKYC（electronic Know Your Customer）とは、オンライン上で完結する本人確認方法です。

スマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。

こちらを選択し、「次へ進む」ボタンを押すと、2次元バーコードが表示されます。スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に現れた運転免許証の表面等の撮影を行ってください。

申請に係る手数料として、申請する機体1台あたり1,450円が必要です。
なお、複数機体を同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,050円が必要となり、その合計金額を納付する必要があります。

※PC、タブレット端末ではご利用できません。eKYCの利用に当たっては、[こちら](#)をご覧ください。

パスポート（eKYC）

eKYC（electronic Know Your Customer）とは、オンライン上で完結する本人確認方法です。

スマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。

こちらを選択し、「次へ進む」ボタンを押すと、2次元バーコードが表示されます。スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に現れたパスポートの身分事項ページ等の撮影を行ってください。

また、撮影終了後に所有者情報入力画面に遷移します。当該画面で「本人確認書類」の項目に氏名と住所と生年月日が分かる本人確認書類の画像をアップロードしてください。

申請に係る手数料として、申請する機体1台あたり1,450円が必要です。
なお、複数機体を同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,050円が必要となり、その合計金額を納付する必要があります。

※PC、タブレット端末ではご利用できません。eKYCの利用に当たっては、[こちら](#)をご覧ください。

上記以外の本人確認書類（書類の郵送）

こちらを選択し、「次へ進む」ボタンを押すと、所有者情報を入力する画面に遷移します。

その後、機体情報、使用者情報を入力し、申請した後、本人確認書類を指定の宛先に郵送で提出してください。

申請に係る手数料として、申請する機体1台あたり1,450円が必要です。
なお、複数機体を同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,050円が必要となり、その合計金額を納付する必要があります。

※本人確認書類を郵送されていない場合や提出に必要な書類が揃っていない場合は、その後の手続きを進めることができません。

※本人確認書類の郵送に当たっては、必ず[こちら](#)をご覧ください。（外部サイトが開きます）

戻る

次へ進む

個人のアカウントの場合、「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「パスポート」、「書類の郵送」の、4種類の本人確認方法が利用できます。

それぞれの方法で利用条件、手順、申請に係る手数料が異なります。本人確認方法の詳細については[本人確認の方法](#)のマニュアル、又はページに記載の説明をご確認ください。

法人のアカウントの場合、gBizIDプライムによる本人確認のみご利用可能です。手順と申請に係る手数料については[本人確認の方法](#)のマニュアル、又はページに記載の説明をご確認ください。

本人確認方法を選択したら「次へ進む」ボタンを押してください。選択した本人確認方法に従って外部サイト又はアプリが開きます。外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。手順について[本人確認の方法](#)のマニュアルにも記載しています。

本人確認が完了すると、所有者情報を入力するページが開きます。

有効期間の更新【機体の所有者情報を入力する】

所有者情報の入力



新たに登録する機体の所有者情報を入力してください。
なお、各項目には、アカウント情報、マイナンバーカード又はgBizIDの情報が初期値として入力されています。
また、パスポートによる本人確認を選択された場合は、各項目を入力するとともに、「本人確認書類」の画像をアップロードしてください。
※運転免許証の記載と同じ氏名と住所を入力してください。

氏名 ①	署名 花子
フリガナ ①	シヨメイ ハナコ
住所 ①	国/地域 日本/Japan ▼ 都道府県 東京都 ▼ 千代田区千代田 1-1-1
生年月日 ①	1987 ▼ 年 3 ▼ 月 3 ▼ 日
電話番号 ①	国/地域 日本/Japan ▼ +81 09012345678
メールアドレス ①	sample@mail.co.jp
本人確認書類 1	IdentityVerificationDocument1.jpg
本人確認書類 2	IdentityVerificationDocument2.jpg

戻る

確認画面へ

機体の所有者情報を入力します。

法人のアカウントで登録する場合は、法人番号や代表者氏名のほか、ドローン登録を担当する方の担当者名、担当者住所、担当者部署名、担当者電話番号、担当者メールアドレスが必要です。

入力が完了したら「確認画面へ」ボタンを選択します。

所有者・機体・使用者情報を確認するページが開きます。

※本人確認方法で運転免許証(eKYC)を選択した場合、氏名、住所については運転免許証に記載されている内容と同様の内容を入力してください。

有効期間の更新【登録情報を確認して更新申請する】

所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01
更新する機体確認

STEP 02
本人確認方法選択

STEP 03
更新情報入力

STEP 04
更新情報確認

STEP 05
手続き完了

更新する所有者情報・機体情報・使用者情報を確認の上、「更新申請」ボタンを押してください。
機体情報・使用者情報に変更がある場合は、「機体の修正」ボタンまたは「使用者の修正」ボタンを押して修正してください。

所有者情報

氏名	署名 花子
フリガナ	シヨメイ ハナコ
住所	日本 東京都 千代田区千代田 1-1-1
生年月日	1987/03/03
電話番号	+81 09012345678
メールアドレス	sample@mail.co.jp
本人確認書類 1	IdentityVerificationDocument1.jpg
本人確認書類 2	IdentityVerificationDocument2.jpg

所有者の修正

機体 1

機体情報

登録記号	JU32513A6D32
------	--------------

所有者・機体・使用者情報をそれぞれ確認します。修正・変更がある場合は、各項目の修正ボタン押して修正フォームを開き、修正・変更を行います。

無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。

リモートID機器等を新たに搭載、変更した場合は、変更申請を行ってください。

登録情報が正しければ「更新申請」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスと電話番号に確認用メールとショートメッセージが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。

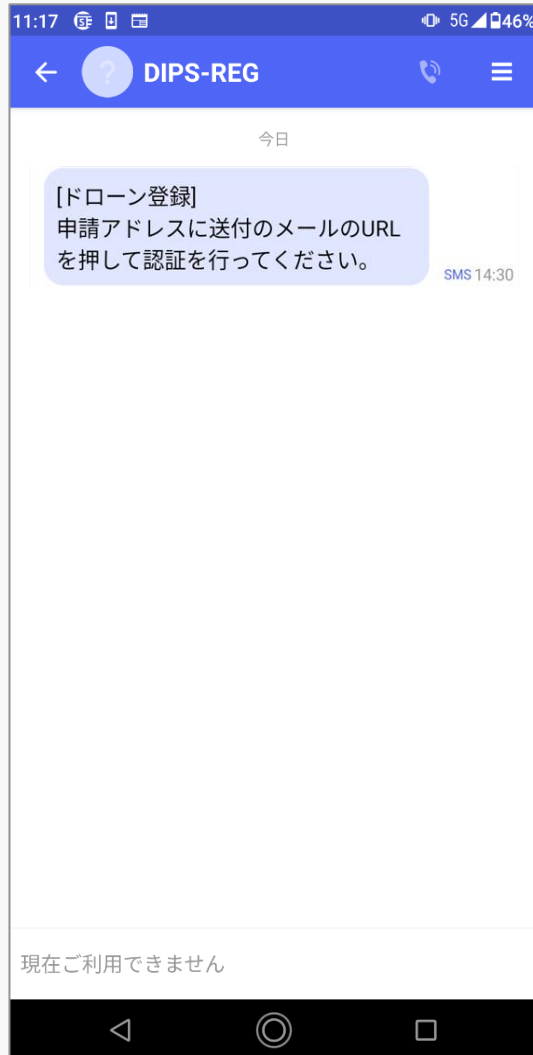
※到達確認が完了するまで届出の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

※ショートメッセージには到達確認URLは送付されません。メールをご確認頂き、認証を行ってください。

※再申請の場合はショートメッセージは送信されません。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合は認証のためにマイナンバーカードを読み取る必要があります。ダイアログが開きますのでダイアログの説明を確認のうえ「OK」ボタンを押します。

有効期間の更新【到達確認をする】



所有者として登録された方の電話番号がショートメッセージを受信できる端末の場合、到達確認の手順についてのショートメッセージも併せて送付いたします。

※到達確認はSMSでは行えません。

※SMSの発信元は「DIPS-REG」です。

有効期間の更新【到達確認をする】



到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合はここで「署名用電子証明書の暗証番号（6桁～16桁）」と「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）」を入力します。

到達確認が完了すると申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、手数料納付番号と納付用URLがアカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

通知が届きましたら内容を確認し、手数料を納付してください。

申請内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。



有効期間の更新【到達確認をする】

× 【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

A 国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

=====

※スマートフォンで申請した場合、申請したスマートフォン上でメール等の別のアプリを開いて約10秒を経過すると、ブラウザの仕様から申請が失敗する場合があります。

このような場合はメール受信の通知から素早く確認をして頂くか、別の端末(PC、タブレットなど)にてメールを確認頂く、もしくはPCから申請して頂くようお願いします。



登録機体の削除

登録機体の削除

登録機体の削除の開始

所有機体の一覧を開く

メインメニューで「登録機体の削除」ボタンを選択します。

登録を削除（抹消）する機体を選択する

機体の一覧で登録を削除（抹消）する機体を選択します。

登録を削除（抹消）する理由を入力する

選択した機体ごとに削除（抹消）する理由を入力します。

内容を確認して登録を削除（抹消）する

申請内容を確認のうえ、登録の削除（抹消）を行います。

到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

登録機体の削除の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

登録記号発行済みの機体について、登録の削除（抹消）を行います。

登録機体の削除に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
機体の情報	• 削除理由	
その他	• ドローン情報基盤システムのアカウント	

登録機体の削除【所有機体の一覧を開く】

無人航空機登録申請メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期間の更新

登録されている機体の有効期間を更新することができます。

登録機体の削除

登録されている機体を削除することができます。

その他の手続き

有効期間が切れた機体・削除された機体の確認、登録されている機体の譲渡などの手続きを代理人に依頼するためのパスワード発行などがあります。

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「登録機体の削除」ボタンを押します。

登録されている所有機体の一覧が表示されます。
また、登録記号・製造者・型式・使用者氏名による機体の部分一致検索が可能です。

登録機体の削除【登録を削除（抹消）する機体を選択する】

登録機体の確認・削除（抹消）申請



	登録記号	製造者名	型式名	所有者氏名	使用者氏名	有効期間終了日	
☐	JU322A70173X	DJI	INSPIRE 2	試験 実施	試験 実施	2025/10/17	詳細
☐	JU222A596658	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17	詳細
☒	JU222AA88A16	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17	詳細
☒	JU222AE38E60	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17	詳細
☒	JU222AB22953	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17	詳細

[戻る](#)[登録の削除](#)

削除（抹消）する機体の確認・削除（抹消）申請



JU222AA88A16	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17
JU222AE38E60	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17
JU222AB22953	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17

[戻る](#)[削除（抹消）理由の入力](#)

登録されている所有機体の一覧の中から、登録を削除（抹消）する機体を選択します。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

削除（抹消）する機体を全て選択したら「登録の削除」ボタンを押します。

所有者情報が異なる機体を複数選択していた場合は一度の申請にて登録機体の削除はおこなえません。

選択した機体の確認ページが開きます。内容を確認して問題が無ければ「削除（抹消）理由の入力」ボタンを押します。

削除（抹消）する理由を入力するページが開きます。

登録機体の削除【登録を削除（抹消）する理由を入力する】

削除（抹消）理由の入力



削除理由を選択してください。

削除理由の入力が終わりましたら、「確認」ボタンを押してください。

登録記号	製造者名	型式名	所有者氏名	使用者氏名	有効期間終了日	抹消理由 ①	その他理由 ①
JU222AA88 A16	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17	選択してください ▼	
JU222AE38 E60	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17	選択してください ▼	
JU222AB22 953	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17	選択してください ▼	

戻る

確認

削除（抹消）する理由を入力するページで、登録を削除（抹消）する理由を入力します。

機体ごとに抹消理由を選択し、「その他」を選択した場合は「その他理由」欄に理由を記入します。

全ての機体について削除（抹消）する理由を入力したら「確認」ボタンを押します。

確認のページが開きます。

登録機体の削除【内容を確認して登録を削除（抹消）する】

削除（抹消）する機体情報の確認

STEP 01 削除（抹消）する機体確認 STEP 02 削除（抹消）理由入力 **STEP 03 削除（抹消）理由確認** STEP 04 手続き完了

削除する機体の情報・削除理由を確認した上で、「削除（抹消）申請」ボタンを押してください。
入力した内容に誤りがある場合は「訂正」ボタンを押して修正して下さい。

登録記号	製造者名	型式名	所有者氏名	使用者氏名	有効期間終了日	抹消理由	その他理由
JU222AA88 A16	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17	登録無人航空機が 滅失し、又は登録 無人航空機の解体 をしたため。	
JU222AE38 E60	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17	登録無人航空機の 存否が二箇月不明 になったため。	
JU222AB22 953	ST製造者	ST型式	試験 実施	試験 実施	2025/10/17	登録無人航空機が 無人航空機でなく なったため。	

訂正

こちらのボタンを押すと、登録が削除されます。
改めて、削除する機体の情報を確認の上、
こちらのボタンを押してください。

削除（抹消）の申請

登録を削除（抹消）する機体と理由を確認します。入力した内容に誤りがある場合は「訂正」ボタンを押して削除（抹消）する理由を入力するページに戻り、修正します。

削除（抹消）する機体に問題がなければ「削除（抹消）の申請」ボタンを押します。

確認のダイアログが表示されるので、再度確認のうえ問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

機体の所有者のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、所有者本人の申請の場合はすぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。

※到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

登録機体の削除【到達確認をする】

× 【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

 国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

機体の所有者は到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

機体の所有者が到達確認を完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。

機体の削除（抹消）が完了すると申請者のアカウントに登録されているメールアドレスに完了のメール通知が送られます。



登録機体の削除【到達確認をする】

× 【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

 国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

※スマートフォンで申請した場合、申請したスマートフォン上でメール等の別のアプリを開いて約10秒を経過すると、ブラウザの仕様から申請が失敗する場合があります。

このような場合はメール受信の通知から素早く確認をして頂くか、別の端末(PC、タブレットなど)にてメールを確認頂く、もしくはPCから申請して頂くようお願いします。



所有機体の譲渡

所有機体の譲渡

所有機体の譲渡の開始

所有機体の一覧を開く

メインメニューで「その他の手続き」メニューを開き「所有機体の譲渡」ボタンを選択します。

譲渡する機体を選択する

所有機体の一覧で譲渡する機体を選択します。

機体受取人の情報を入力する

機体受取人のログインID、氏名、メールアドレスを入力します。

機体受取人の情報を確認して申請する

入力内容を確認して移転申請を行います。

機体の受け取りに必要なパスワードを確認する

申請者のメールアドレスに譲渡用パスワードが通知されるので、確認します。

所有機体の譲渡の完了

譲渡用パスワードを機体受取人に伝え、受け取りの手続きを依頼します。

登録記号発行済みの機体を他の方に譲渡します。

譲渡する相手先（以下、機体受取人）の情報が必要になりますので、お手元にご用意ください。

所有機体の譲渡に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
機体受取人の情報	- ドローン情報基盤システムのログインID - 氏名 - メールアドレス	
その他	ドローン情報基盤システムのアカウント	

所有機体の譲渡【所有機体の一覧を開く】

無人航空機登録申請メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

有効期間の更新

登録されている機体の有効期間を更新することができます。

登録機体の削除

登録されている機体を削除することができます。

その他の手続き

有効期間が切れた機体・削除された機体の確認、登録されている機体の譲渡などの手続きを代理人に依頼するためのパスワード発行などがあります。

その他の手続き

有効期限切れ/削除された機体の確認

有効期限切れ/削除された機体の確認

有効期限が切れた機体・削除された機体を確認することができます。

所有者の移転に関する手続き

所有機体の譲渡

登録されている機体を譲渡することができます。
機体を譲渡するには、譲渡する方のログインID、氏名、メールアドレスが必要です。

機体の受取り

別の方が所持している機体の情報を受け取り、ご自身の機体として登録することができます。機体を受け取るためには、現在機体を登録している方から受領したパスワード、本人確認書類が必要です。

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「その他の手続き」ボタン を押し、その他の手続きメニューにある「所有機体の譲渡」ボタンを押します。

登録されている所有機体の一覧が表示されます。

また、登録記号・製造者・型式による機体の部分一致検索が可能です。

所有機体の譲渡【譲渡する機体を選択する】

譲渡する機体の確認/譲渡手続き



	登録記号	製造者名	型式名	所有者氏名	使用者氏名	有効期間終了日	
☒	JU222A29C1D3	ST製造者	ST型式	個人 太郎	個人 太郎	2025/10/17	詳細
☐	JU222A847301	ST製造者	ST型式	個人 太郎	個人 太郎	2025/10/17	詳細

1

戻る

機体の譲渡

譲渡する機体の確認



登録記号	製造者名	型式名	所有者氏名	使用者氏名	有効期間終了日
JU222A29C1D3	ST製造者	ST型式	個人 太郎	個人 太郎	2025/10/17

戻る

次へ進む

登録されている所有機体の一覧の中から、譲渡する機体を選択します。機体は一度の届出で1台しか選択できません。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

譲渡する機体を選択したら「機体の譲渡」ボタンを押します。

選択した機体の確認ページが開きます。内容を確認して問題が無ければ「次へ進む」ボタンを押します。

機体受取人の情報を入力するページが開きます。

所有機体の譲渡【機体受取人の情報を入力する】

受取人情報入力

STEP 01
譲渡する機体の確認

STEP 02
受取人情報入力

STEP 03
受取人情報確認

STEP 04
手続き完了

機体受取人のログインID、氏名、メールアドレスを入力し「確認」ボタンを押してください。

ログインID ⓘ

ABC123456

氏名 ⓘ

署名 太郎

メールアドレス ⓘ

sample@sample.com

戻る

確認

機体受取人のログインID、氏名、メールアドレスを入力します。

入力が完了したら「確認」ボタンを押します。
確認のページが開きます。

所有機体の譲渡【機体受取人の情報を確認して申請する】

受取人情報確認

STEP 01
譲渡する機体の確認

STEP 02
受取人情報入力

STEP 03
受取人情報確認

STEP 04
手続き完了

譲渡する方の情報を確認し、「移転申請」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は、「戻る」ボタンを押して前画面に戻っていただき、修正してください。

ログインID	ABC123456
氏名	署名 太郎
メールアドレス	sample@sample.com

戻る

移転申請

機体受取人の情報を確認し「移転申請」ボタンを押します。

確認のダイアログが表示されるので、再度確認のうえ問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有機体の譲渡【機体の受け取りに必要なパスワードを確認する】

【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

△△ △△ 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)

所有機体の譲渡用パスワードを発行いたしました。
機体を受取る方へ以下の所有機体の譲渡用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をお伝えください。
※機体を確認するためのパスワードですので、取扱いはご注意ください。

譲渡する方が、所有機体の譲渡用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をドローン登録システムへ入力した上で、
機体の受取り手続きを行いましたら機体の譲渡が完了いたします。

なお、所有機体の譲渡手続きは本日から3か月以内に行ってください。
3か月を超えると所有機体の譲渡用パスワードが無効となり、申請を受け付けることができません。

また、所有機体の譲渡手続きを取り消す場合、以下のURLから取消を行ってください。

■申請受付番号

■所有機体の譲渡用パスワード

■ログインURL

[https://www.dips-reg.mlit.go.jp/*****](https://www.dips-reg.mlit.go.jp/)

■よくある質問・お問い合わせ

[https://www.dips-reg.mlit.go.jp/*****](https://www.dips-reg.mlit.go.jp/)

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

譲渡された機体を受け取るための譲渡用パスワードが所有者のアカウントのメールアドレスに通知されます。パスワードを機体受取人に連絡してください。



譲渡された機体の受け取り

譲渡された機体の受け取り

譲渡された機体を受け取ります。

機体の受け取りの開始

機体を受け取るためのパスワードを入力する

その他の手続きメニューから機体受け取りのページを開き、ログインID、氏名、譲渡用パスワードで認証します。

譲渡された機体を確認する

譲渡された機体の情報を確認し、受け取りの手続きに進みます

本人確認を行う

本人確認方法を選択し、本人確認を行います。

機体の所有者情報を入力する

機体の所有者情報を入力します。

機体の使用者情報を入力する

機体の使用者情報を入力します。

入力した情報を確認して受け取りの申請をする

機体の所有者・機体・使用者情報を確認して受け取りの申請を行います。

到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

機体の受け取りの完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

この手続きは譲渡された本人が行う必要があります。ドローン情報基盤システムへのログインが必要なため、アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。手続きには譲渡用パスワードが必要です。元の所有者に確認をしてください。

こちらの手続きでは手続きの途中で本人確認が必要です。本人確認の方法については[本人確認の方法](#)のマニュアルをご確認ください。機体受取人（新しい所有者）と使用者（実際に機体を飛行される方）の情報について入力が必要です。こちらのマニュアルをご覧ください、必要な情報を手元にご準備ください。

譲渡された機体の受け取りに必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
機体受取人（新しい所有者）の情報	- 氏名 - 住所 - 生年月日 - 電話番号 - メールアドレス	- 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者氏名 - 担当者住所 - 担当者部署名 - 担当者電話番号 - メールアドレス
使用者の情報	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス	- 法人番号 - 企業・団体名 - 代表者氏名 - 本店又は主たる事務所の所在地 - 担当者氏名 - 担当者住所 - 担当者部署名 - 担当者電話番号 - メールアドレス
その他 ※本人確認の方法によって異なります。	- ドローン情報基盤システムのアカウント - マイナンバーカード - マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン - パスポート - 運転免許証 - その他本人確認書類	- ドローン情報基盤システムのアカウント - gBizIDプライム（メンバー）アカウント

譲渡された機体の受け取り【機体を受け取るためのパスワードを入力する】

無人航空機登録申請メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

登録されている機体の有効期間を更新することができます。

登録されている機体を削除することができます。

その他の手続き

有効期間が切れた機体・削除された機体の確認、登録されている機体の譲渡などの手続きを代理人に依頼するためのパスワード発行などがあります。

その他の手続き

有効期限切れ/削除された機体の確認

有効期限切れ/削除された機体の確認

有効期間が切れた機体・削除された機体を確認することができます。

所有者の移転に関する手続き

所有機体の譲渡

登録されている機体を譲渡することができます。
機体を譲渡するには、譲渡する方のログインID、氏名、メールアドレスが必要です。

機体の受取り

別の方が登録している機体の情報を受け取り、ご自身の機体として登録することができます。機体を受け取るためには、現在機体を登録している方から受領したパスワード、本人確認書が必要です。

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「その他の手続き」ボタンを選択します。その他の手続きメニューが開くので、「機体の受取り」ボタンを押します。

パスワードを入力するページが開くので、機体を譲渡用パスワードを入力し「次へ進む」ボタンを押します。

ログインID、氏名、パスワードが合っていると、譲渡された機体を確認するページが開きます。

パスワード入力（所有者移転）

STEP 01
パスワード入力STEP 02
登録機体確認STEP 03
本人確認方法選択STEP 04
所有者情報入力STEP 05
使用者情報入力STEP 06
申請情報確認STEP 07
手続き完了

機体を選定する方のログインID、氏名、パスワードを入力し、「次へ進む」ボタンを押してください。

ログインID ①

氏名 ①

パスワード ①

戻る

次へ進む

譲渡された機体の受け取り【譲渡された機体を確認する】

受取機体の確認

STEP 01
パスワード入力

STEP 02
受取機体確認

STEP 03
本人確認方法選択

STEP 04
所有者情報入力

STEP 05
使用者情報入力

STEP 06
申請情報確認

STEP 07
手続き完了

受け取る機体に誤りがない場合は、「機体受取」ボタンを押してください。
受け取る機体に誤りがある場合は、譲渡する方に連絡をし、確認してください。

機体情報

登録記号	JU321C2D3639
製造区分	メーカーの機体・改造した機体
製造者名	DJI JAPAN株式会社
型式名	Inspire1
機体の種類	回転翼航空機(マルチローター)
製造番号	1207B01
リモートID有無	なし
リモートID機器製造者名	-
リモートID機器型式	-
リモートID機器製造番号	-
リモートID搭載義務対象	対象外
改造の有無	改造無し

戻る

機体受取

機体受取人（新しい所有者）と機体の情報を確認します。受け取る機体に誤りがある場合は、譲渡する方に確認をしてください。

受け取る機体に誤りがなければ「機体受取」ボタンを押します。

本人確認のページが開きます。

譲渡された機体の受け取り【本人確認を行う】

本人確認方法を選択して本人確認を行います。

本人確認方法選択

マイナンバーカード

☒ ICカードリーダー認証

☐ 2次元バーコード認証

ICカードリーダーをお持ちの方は「ICカードリーダー認証」を、NFC対応スマートフォンをお持ちの方は「2次元バーコード認証」を選択し、「次へ進む」ボタンを押してください。

申請に600円の手数料として、申請する機体1台あたり900円が必要です。
なお、複数機体と同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は900円、2台目以降の機体は1台あたり800円が必要となり、その合計金額を納付する必要があります。

おマイナンバーカードを使用した本人確認では、マイナンバーアプリを使用します。マイナンバーアプリをインストールしていない方は、[マイナンバーアプリインストール手順](#)をご確認ください。

おご自分のスマートフォンがNFCに対応しているかを確認したい場合は、[こちら](#)をご確認ください。（外部サイトが開きます）

☐ 運転免許証（eKYC）

eKYC（electronic Know Your Customer）とは、オンライン上で実施する本人確認方法です。

スマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。

こちらを選択し、「次へ進む」ボタンを押すと、2次元バーコードが表示されます。スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に映い運転免許証の裏面の撮影を行ってください。

申請に600円の手数料として、申請する機体1台あたり1,450円が必要です。
なお、複数機体と同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,050円が必要となり、その合計金額を納付する必要があります。

おPC、タブレット端末ではご利用できません。eKYCの利用に当たっては、[こちら](#)をご確認ください。

☐ パスポート（eKYC）

eKYC（electronic Know Your Customer）とは、オンライン上で実施する本人確認方法です。

スマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。

こちらを選択し、「次へ進む」ボタンを押すと、2次元バーコードが表示されます。スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に映いパスポートの身分事項ページ等の撮影を行ってください。

また、撮影終了後に所有資格入力画面に遷移します。当該画面で「本人確認書類」の項目に氏名と住所と生年月日は自分から本人確認書類の画像をアップロードしてください。

申請に600円の手数料として、申請する機体1台あたり1,450円が必要です。
なお、複数機体と同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,050円が必要となり、その合計金額を納付する必要があります。

おPC、タブレット端末ではご利用できません。eKYCの利用に当たっては、[こちら](#)をご確認ください。

☐ 上記以外の本人確認書類（書類の郵送）

こちらを選択し、「次へ進む」ボタンを押すと、所有資格情報を入力する画面に遷移します。

その後、機体情報、使用資格情報を入力し、申請した後、本人確認書類を指定の宛先に郵送で提出してください。

申請に600円の手数料として、申請する機体1台あたり1,450円が必要です。
なお、複数機体と同時に申請する場合は、申請する1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,050円が必要となり、その合計金額を納付する必要があります。

お本人確認書類を郵送されていない場合や提出に必要な書類が揃っていない場合は、その後の手続きを進めることができません。

お本人確認書類の郵送に当たっては、必ず[こちら](#)をご確認ください。（外部サイトが開きます）

戻る

次へ進む

個人のアカウントの場合、「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「パスポート」、「書類の郵送」の、4種類の本人確認方法が利用できます。

法人のアカウントの場合、gBizIDプライムによる本人確認のみご利用可能です。

本人確認方法の詳細については[本人確認の方法](#)のマニュアル、又はページに記載の説明をご確認ください。譲渡された機体の受け取りには手数料はかかりません。

本人確認方法を選択したら「次へ進む」ボタンを押してください。選択した本人確認方法に従って外部サイト又はアプリが開きます。外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。手順について[本人確認の方法](#)のマニュアルにも記載しています。

本人確認が完了すると、所有者情報を入力するページが開きます。

譲渡された機体の受け取り【機体の所有者情報を入力する】

機体受取人（新しい所有者）の情報を入力します。

所有者情報の入力

STEP 01
パスワード入力

STEP 02
受取機体確認

STEP 03
本人確認方法選択

**STEP 04
所有者情報入力**

STEP 05
使用者情報入力

STEP 06
申請情報確認

STEP 07
手続き完了

新たに登録する機体の所有者情報を入力してください。
なお、各項目には、アカウント情報、マイナンバーカード又はgBiDの情報が初期値として入力されています。
また、パスポートによる本人確認を選択された場合は、各項目を入力するとともに、「本人確認書類」の項目に氏名と住所が分かる本人確認書類の画像をアップロードしてください。

氏名 ①

姓 名 二 郎

フリガナ ①

シケン ジロウ

住所 ①

国/地域 日本/Japan 都道府県 愛知県 市町村 新城市新城市△△-△△

生年月日 ①

2008 年 4 月 13 日

電話番号 ①

国/地域 日本/Japan +81 0987654321

メールアドレス ①

sample@sample.com

戻る

使用者情報の入力

法人のアカウントで登録する場合は、法人番号や代表者氏名のほか、ドローン登録を担当する方の担当者名、担当者住所、担当者部署名、担当者電話番号、担当者メールアドレスが必要です。

パスポートによる本人確認を選択した場合は「本人確認書類」の項目に氏名と住所と生年月日が分かる本人確認書類の画像を本人確認書類 2 にアップロードしてください。

本人確認の方法として「上記以外の本人確認書類（書類の郵送）」を選択した場合は、本人確認書類の郵送が必要となります。

入力が完了したら「使用者情報の入力」ボタンを選択します。

使用者情報を入力するページが開きます。

譲渡された機体の受け取り【機体の使用者情報を入力する】

機体の使用者の情報を入力します。

国土交通省

 DIPS
Drone / UAV Information Platform System

使い方

よくある質問・
お問い合わせ

試験 二部さん

使用者情報の入力

STEP 01
パスワード入力

STEP 02
受取機体確認

STEP 03
本人確認方法選択

STEP 04
所有者情報入力

STEP 05
使用者情報入力

STEP 06
申請情報確認

STEP 07
手続き完了

所有者と使用者が同一人物の場合は、下記の質問に「はい」ボタンを選択し、「入力した情報の確認」ボタンを押してください。

所有者と使用者が異なる場合は、下記の質問に「いいえ」ボタンを選択し、使用者の情報を入力してください。

譲渡の機体を新たに登録する場合は、それぞれの機体の使用者情報を入力する必要があります。画面に表示されている機体の使用者情報を入力後、「他の機体の使用者情報を入力」ボタンを押してください。

所有者と使用者は、同一人物ですか？

はい

いいえ

氏名 ⓘ

山田 太郎

フリガナ ⓘ

ヤマダ タロウ

戻る

入力した情報の確認

機体の使用者が機体受取人と同じ場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の項目で「はい」を選択し、入力を省略できます。

入力が完了したら「入力した情報の確認」ボタンを押します。

所有者・機体・使用者情報を確認するページが開きます。

譲渡された機体の受け取り【入力した情報を確認して受け取りの申請をする】

所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01
パスワード入力

STEP 02
受取機体選択

STEP 03
本人確認方法選択

STEP 04
所有者情報入力

STEP 05
使用者情報入力

STEP 06
申請情報確認

STEP 07
手続完了

更新する所有者情報・使用者情報を確認の上、「受取申請」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各欄目下部にある「修正」ボタンを押下し修正してください。

所有者情報

氏名

試験 二郎

フリガナ

シケン ジロウ

住所

日本 愛知県 試験県試験市試験町△△-△△

生年月日

2008/04/13

電話番号

+81 0987654321

メールアドレス

sample@sample.com

所有者の修正

機体 1

機体情報

登録記号

JU321C2D3639

製造区分

メーカーの機体

所有者・機体・使用者情報をそれぞれ確認します。所有者と使用者の情報に修正がある場合は各修正ボタンを押してフォームを開き、訂正します。受け取りの届出では機体の情報を修正することはできません。

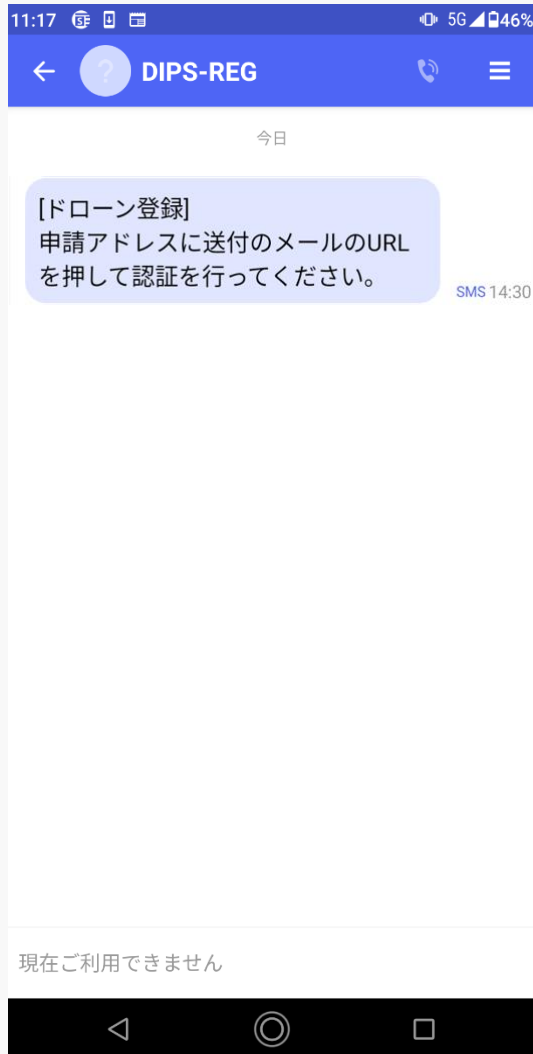
情報が正しければ「受取申請」ボタンを押します。

機体受取人（新しい所有者）のメールアドレスと電話番号に確認用メールとショートメッセージが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

※ショートメッセージには到達確認URLは送付されません。メールをご確認頂き、認証を行ってください。

※再申請の場合はショートメッセージは送信されません。

譲渡された機体の受け取り【到達確認をする】



機体受取人（新しい所有者）として登録された方の電話番号がショートメッセージを受信できる端末の場合、到達確認の手順についてのショートメッセージも併せて送付いたします。

※到達確認はSMSでは行えません。

※SMSの発信元は「DIPS-REG」です。

譲渡された機体の受け取り【到達確認をする】

× 【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

 国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

機体受取人（新しい所有者）のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。
※到達確認が完了するまで届出の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり届出の手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合は到達確認完了後、「署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁）」と「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）」を入力します。

到達確認が完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。



譲渡された機体の受け取り【到達確認をする】

× 【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

※スマートフォンで申請した場合、申請したスマートフォン上でメール等の別のアプリを開いて約10秒を経過すると、ブラウザの仕様から申請が失敗する場合があります。

このような場合はメール受信の通知から素早く確認をして頂くか、別の端末(PC、タブレットなど)にてメールを確認頂く、もしくはPCから申請して頂くようお願いします。



代理人を設定するパスワード を発行（新規登録）

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録）

代理人への新規登録の依頼を開始



代理人設定用のパスワードを発行する

その他の手続きメニューで「代理人を設定するパスワードを発行」ボタンを選択します。



パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える

申請者のメールアドレスに代理登録用パスワードが通知されるので、登録に必要な情報と共に代理人へ伝えます。



代理人への新規登録の依頼完了

代理人が新規登録をされる場合も手続きの最後に機体の所有者による到達確認が必要になります。

機体の新規登録を代理人へ依頼します。

この手続きを行えるのは所有者本人のみです。
手続きが完了するとパスワードが通知されます。

代理人が機体の新規登録をするには、上記のパスワードに加え本人確認書類、委任状、機体の所有者に関する情報、機体に関する情報、機体の使用者に関する情報が必要です。

これらの情報を代理人へ申請を依頼する際に伝えてください。

代理人を設定するパスワードの発行（新規登録）に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	・ ドローン情報基盤システムのアカウント	

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録）する場合の留意事項

- 手続きを代理人へ依頼する際は委任状が必要です。委任状を作成して代理人へお渡しください。
- 本人確認が必要な手続きを代理人へ依頼する場合、本人確認の方法は本人確認書類の郵送のみとなります。詳しくは[本人確認方法のマニュアル](#)をご覧ください
- 代理人が手続をする際は、代理人とすぐに連絡が取れるようにしてください。手続きの最後に所有者確認のためのメールが所有者のメールアドレスに送信され、所有者はメールの到達確認を行う必要があります。
- 手続きを代理人へ依頼しているあいだ、依頼した機体の情報は閲覧不可となります。
- 手続きを代理人へ依頼すると、機体の各種手続を行うための権限が全て代理人へ委譲されます。そのため信頼できる方に依頼をするようにしてください。
- 代理人への依頼は、機体の所有者が解除しない限り解除されません。

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録） 【代理人設定用のパスワードを発行する】

無人航空機登録申請メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

有効期間の更新

登録されている機体の有効期間を更新することができます。

登録機体の削除

登録されている機体を削除することができます。

その他の手続き

有効期間が切れた機体・削除された機体の確認、登録されている機体の譲渡などの手続きを代理人に依頼するためのパスワード発行などがあります。

その他の手続き

代理人の設定/解除

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録）

代理人へ新規登録手続きを依頼するためのパスワードを発行することができます。
本人確認書類、委任状、機体の情報等とともに発行されたパスワードを代理人へ通知してください。

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）

新規登録以外の手続きを代理人へ依頼するためにパスワードを発行します。パスワードは代理人へ通知してください。
これにより、代理人は登録した機体の情報や使用者情報の変更、機体の削除などを行うことができます（新規登録を除く）。

代理人を解除するパスワードを発行

代理人を解除するためのパスワードを発行します。
代理人を解除する機体はここで選択します。

代理人への依頼の解除

代理人の解除のために発行したパスワードを使って代理人を解除します。
代理人を解除することでご自身で継続できるようになります。

メインメニューで「所有者本人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「その他の手続き」ボタンを押します。

その他の手続きメニューが開くので「代理人の設定/解除」の見出しの中にある「代理人を設定するパスワードを発行（新規登録）」ボタンを押します。

確認のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

代理人設定用パスワードが記載されたメールが申請者のアカウントのメールアドレスへ送信されます。

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録） 【パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える】

【ドローン登録システム】代理人設定用パスワード発行のお知らせ [DIPS-REG] Notification of password issuance for agent setting

△△ △△ 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] （Please see below English version.）

代理人設定用パスワードを発行いたしました。
代理人の方へ以下の代理人設定用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をお伝えください。
※代理人を設定するためのパスワードですので、取扱いにはご注意ください。

代理人の方が、代理人設定用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をドローン登録システムへ入力することで、機体の新規登録を開始することができます。

なお、代理人の設定手続きは本日から3か月以内に行ってください。
3か月を超過すると代理人設定用パスワードが無効となり、申請を受け付けることができません。

■ 代理人設定用パスワード

■ ログインURL
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****](https://www.dips-reg.milt.go.jp/)

■ よくある質問・お問い合わせ
[https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****](https://www.dips-reg.milt.go.jp/)

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

メールを開き、宛先が合っていることを確認します。問題が無ければ通知されたパスワードと新規登録に必要な本人確認書類、委任状、所有者・機体・使用者の情報等、必要な情報を代理人へ伝えます。



**代理人を設定するパスワード
を発行（新規登録以外）**

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）

代理人への新規登録以外の手続きの依頼を開始

所有機体の一覧を開く

その他の手続きメニューで「代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）」ボタンを選択します。

代理人に手続きを依頼する機体を選択する

所有機体の中から代理人に手続きを依頼する機体を選択します。

手続きを依頼するためのパスワードを発行する

申請者のメールアドレスに代理人設定用のパスワードが通知されます。

パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える

代理人設定用のパスワードと手続きに必要な情報を代理人に伝えます

代理人への新規登録以外の手続きの依頼が完了

代理人に依頼する手続きによっては手続きの最後に機体の所有者による到達確認が必要になります。

機体の新規登録以外に関する手続きを代理人へ依頼します。

この手続きを行えるのは所有者本人のみです。
手続きが完了するとパスワードが通知されます。

代理人が手続を行うには、上記のパスワードに加え、手続きの内容に応じて本人確認書類、委任状、機体の所有者に関する情報、機体に関する情報、機体の使用者に関する情報などが必要です。

これらの情報を代理人へ申請を依頼する際に伝えてください。

代理人への新規登録以外の手続きの依頼に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	・ ドローン情報基盤システムのアカウント	

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）する場合の留意事項

- 手続きを代理人へ依頼する際は委任状が必要です。委任状を作成して代理人へお渡しください。
- 本人確認が必要な手続きを代理人へ依頼する場合、本人確認の方法は本人確認書類の郵送のみとなります。詳しくは[本人確認方法のマニュアル](#)をご覧ください
- 代理人が手続をする際は、代理人とすぐに連絡が取れるようにしてください。手続きの最後に所有者確認のためのメールが所有者のメールアドレスに送信され、所有者はメールの到達確認を行う必要があります。
- 手続きを代理人へ依頼しているあいだ、依頼した機体の情報は閲覧不可となります。
- 手続きを代理人へ依頼すると、機体の各種手続を行うための権限が全て代理人へ委譲されます。そのため信頼できる方に依頼をするようにしてください。
- 代理人への依頼は、機体の所有者が解除しない限り解除されません。

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外） 【所有機体の一覧を開く】

無人航空機登録申請メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

登録されている機体の有効期間を更新することができます。



登録されている機体を削除することができます。

その他の手続き

有効期間が切れた機体・削除された機体の確認、登録されている機体の譲渡などの手続きを代理人に依頼するためのパスワード発行などがあります。

その他の手続き



代理人の設定/解除

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録）

代理人へ新規登録手続きを依頼するためのパスワードを発行することができます。
本人確認書類、委任状、機体の情報等とともに発行されたパスワードを代理人へ通知してください。

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）

新規登録以外の手続きを代理人へ依頼するためにパスワードを発行します。パスワードは代理人へ通知してください。
これにより、代理人は登録した機体の情報や使用者情報の変更、機体の削除などを行うことができます（新規登録を除く）。

代理人を解除するパスワードを発行

代理人を解除するためのパスワードを発行します。
代理人を解除する機体はここで選択します。

代理人への依頼の解除

代理人の解除のために発行したパスワードを使って代理人を解除します。
代理人を解除することでご自身で接続できるようになります。

メインメニューで「所有者本人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「その他の手続き」ボタンを押します。

その他の手続きメニューが開くので「代理人の設定/解除」の見出しの中にある「代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）」ボタンを押します。

登録されている所有機体の一覧が表示されます。
また、登録記号・製造者・型式による機体の部分一致検索が可能です。

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）

【代理人に手続きを依頼する機体を選択する】

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）

代理人へ手続きを依頼する機体を選択して「選択した機体を確認」ボタンを押してください。
この画面から機体の新規登録を代理人へ依頼することはできません。
前画面に戻り、「代理人を設定するパスワードを発行（新規登録）」から手続きをお願いします。

登録記号 ①

製造者名 ①

型式名 ①

検索

登録されている所有機体の中から、代理人に手続きを依頼する機体を選択します。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

機体を選択したら「選択した機体を確認」ボタンを押します。

確認のページが開きます。

	登録記号	製造者名	型式名	使用者氏名	申請権限保有	有効期間終了日	
☒	U321B8AC 5B7	DRS	Inspire 1	栗名 花子	☐	2025/06/19	詳細

1

戻る

選択した機体を確認

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）

【手続きを依頼するためのパスワードを発行する】

代理人へ手続きを依頼する機体の確認



代理人へ手続きを依頼する機体を確認し、「パスワード発行」ボタンを押してください。

登録記号	製造者名	型式名	使用者氏名	申請権限保有	有効期間終了日
JU321B8AC5B7	DRS	Inspire 1	署名 花子	○	2025/6/19

戻る

パスワード発行

代理人に手続きを依頼する機体を確認し、誤りが無ければ「パスワード発行」ボタンを押します。

手続き完了



代理人へ手続きを依頼するためのパスワードをメールで送信しました。
通知したパスワードと共に、現在ログインしているログインIDと氏名を代理人へ必ずお伝えください。

申請状況の確認
メインメニュー画面の「申請状況確認」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

手続き完了のページが開き、所有者のメールアドレスへ代理人が代理で手続きをする権限を得るためのパスワードが通知されます。

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外） 【パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える】

【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

△△ △△様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)

代理人設定用パスワードを発行いたしました。
代理人の方へ以下の代理人設定用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をお伝えください。
※代理人を設定するためのパスワードですので、取扱いにはご注意ください。

代理人の方が、代理人設定用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をドローン登録システムへ入力することで、所有者の変更手続き等を開始することができます。

なお、代理人の設定手続きは本日から3か月以内に行ってください。
3か月を超過すると代理人設定用パスワードが無効となり、申請を受け付けることができません。

代理人設定の手続きを取り消す場合、下記URLから取消を行ってください。

■申請受付番号

■代理人設定用パスワード

■ログインURL

[https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****](https://www.dips-reg.milt.go.jp/)

■よくある質問・お問い合わせ

[https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****](https://www.dips-reg.milt.go.jp/)

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

メールを開き、代理人設定用パスワードを確認します。

代理人設定用パスワード、及び手続きの内容に応じて本人確認書類、委任状、機体の所有者に関する情報、機体に関する情報、機体の使用者に関する情報などを代理人へ伝えてください。



代理人への依頼の解除

代理人への依頼の解除

機体の所有者が代理人への各種手続きの依頼を解除します。

代理人への依頼の解除を開始

手続きを依頼中の機体の一覧を開く

その他の手続きメニューで「代理人を解除するパスワードを発行」ボタンを選択します。

依頼を解除する機体を選択する

代理申請の依頼を解除する機体を選択します。

解除用のパスワードを発行する

代理人依頼解除用パスワードを発行します。

パスワード認証画面を開く

その他の手続きメニューで「代理人への依頼の解除」ボタンを選択します。

解除用のパスワードを入力して認証する

代理人依頼解除用パスワードで認証をします。

代理人への依頼を解除する

依頼を解除する機体を確認して解除を行います。

到達確認をする

所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

代理人への依頼の解除が完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

手続きを行えるのは機体の所有者です。
依頼を解除する機体を選択して解除用のパスワードを発行し、発行されたパスワードを使って解除を実行します。

代理人への依頼の解除に必要なもの

手続きに必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	・ ドローン情報基盤システムのアカウント	

代理人への依頼の解除【手続きを依頼中の機体の一覧を開く】

無人航空機登録申請メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

有効期間の更新

登録されている機体の有効期間を更新することができます。

登録機体の削除

登録されている機体を削除することができます。

その他の手続き

有効期間が切れた機体・削除された機体の確認、登録されている機体の誤差などの手続きを代理人に依頼するためのパスワード発行などがあります。

その他の手続き

代理人の設定/解除

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録）

代理人へ新規登録手続きを依頼するためのパスワードを発行することができます。
本人確認書類、委任状、機体の情報等とともに発行されたパスワードを代理人へ通知してください。

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）

新規登録以外の手続きを代理人へ依頼するためにパスワードを発行します。パスワードは代理人へ通知してください。
これにより、代理人は登録した機体の情報や使用者情報の変更、機体の削除などを行うことができます（新規登録を除く）。

代理人を解除するパスワードを発行

代理人を解除するためのパスワードを発行します。
代理人を解除する機体はここで選択します。

代理人への依頼の解除

代理人の解除のために発行したパスワードを使って代理人を解除します。
代理人を解除することでご自身で接続できるようになります。

機体の所有者はメインメニューで「所有者本人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「その他の手続き」ボタンを押します。

その他の手続きメニューが開くので「代理人の設定/解除」の見出しの中にある「代理人を解除するパスワードを発行」ボタンを押します。

代理人に代理申請を依頼中の機体の一覧が表示されます。

また、登録記号・製造者・型式による機体の部分一致検索が可能です。

代理人への依頼の解除【依頼を解除する機体を選択する】

代理人を解除するパスワードを発行

代理人を解除するパスワードを発行します。

代理人を解除する機体を選択し、「選択した機体を確認」ボタンを押してください。

登録記号 ^① 製造者名 ^① 型式名 ^①

検索

	登録記号	製造者名	型式名	使用者氏名	申請権限保有	有効期間終了日	
☒	JU321B8AC 5B7	DRS	Inspire 1	署名 花子	☐	2025/06/19	詳細

1

戻る

選択した機体を確認

代理申請を依頼中の機体の一覧の中から、代理人への依頼を解除する機体を選択します。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

機体を選択したら「選択した機体を確認」ボタンを押します。

確認のページが開きます。

代理人への依頼の解除【解除用のパスワードを発行する】

代理人を解除する機体の確認

STEP 01
代理人を解除する機体の確認

STEP 02
手続き完了

代理人を解除する機体を確認し、「パスワード発行」ボタンを押してください。

登録記号	製造者名	型式名	使用者氏名	申請権限保有	有効期間終了日
JU2232D0C662	ST製造者	ST型式	個人 太郎	-	2026/2/14

戻る

パスワード発行

手続き完了

STEP 01
代理人を解除する機体の確認

STEP 02
手続き完了

代理人を解除するためのパスワードをメールで送信しました。
代理人の解除はまだされていません。メニュー画面に戻り「その他の手続き」から代理人の解除を行ってください。

申請状況の確認
メインメニュー画面の「申請状況確認」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

代理人への依頼を解除する機体を確認し、誤りが無ければ「パスワード発行」ボタンを押します。

代理人への依頼を解除するために必要なパスワードが発行され、機体の所有者のメールアドレスへ通知されます。

パスワードを確認のうえ、解除の手続きへ進みます。

代理人への依頼の解除【パスワード認証画面を開く】

無人航空機登録申請メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

有効期間の更新

登録されている機体の有効期間を更新することができます。

登録機体の削除

登録されている機体を削除することができます。

その他の手続き

有効期間が切れた機体・削除された機体の確認、登録されている機体の課金などの手続きを代理人に依頼するためのパスワード発行などがあります。

その他の手続き

代理人の設定/解除

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録）

代理人へ新規登録手続きを依頼するためのパスワードを発行することができます。
本人確認書類、委任状、機体の情報等とともに発行されたパスワードを代理人へ通知してください。

代理人を設定するパスワードを発行（新規登録以外）

新規登録以外の手続きを代理人へ依頼するためにパスワードを発行します。パスワードは代理人へ通知してください。
これにより、代理人は登録した機体の情報や使用者情報の変更、機体の削除などを行うことができます（新規登録を除く）。

代理人を解除するパスワードを発行

代理人を解除するためのパスワードを発行します。
代理人を解除する機体はここで選択します。

代理人への依頼の解除

代理人の解除のために発行したパスワードを使って代理人を解除します。
代理人を解除することでご自身で接続できるようになります。

機体の所有者はメインメニューで「所有者本人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「その他の手続き」ボタンを押します。

その他の手続きメニューが開くので「代理人の設定/解除」の見出しの中にある「代理人への依頼の解除」ボタンを押します。

パスワード認証をするためのページが開きます。

代理人への依頼の解除【解除用のパスワードを入力して認証する】

代理人を解除するパスワードの入力

STEP 01
パスワード入力

STEP 02
代理人を解除する機体の確認

STEP 03
手続き完了

現在ログインしているID、氏名と代理人を解除するために発行したパスワードを入力し、「次へ進む」ボタンを押してください。

ログインID ⓘ

氏名 ⓘ

パスワード ⓘ

戻る

次へ進む

機体の所有者は、自身のメールアドレスに通知された解除用のパスワードを入力し「次へ進む」ボタンを押します。

パスワードが認証されると、依頼を解除する機体を確認するページが開きます。

代理人への依頼の解除【代理人への依頼を解除する】

代理人を解除する機体の確認

STEP 01
パスワード入力

STEP 02
代理人を解除する機体の確認

STEP 03
手続き完了

代理人を解除する機体を確認し、「代理人を解除する」ボタンを押してください。

所有者情報

氏名 所有者 変更後

フリガナ ショユウシャ ヘンコウゴ

22

機体情報

登録記号 JU3226754592

製造区分 メーカーの機体・改造した機体

製造者名 DRS

型式名 ST0001

機体の種類 回転翼航空機(マルチローター)

製造番号 A038D1204

改造の有無 改造無し

戻る

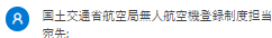
代理人を解除する

代理人への依頼を解除する機体の所有者情報と機体情報を確認し、誤りがなければ「代理人を解除する」ボタンを押します。

手続き完了の画面が開き、所有者のメールアドレスに到達確認のメールが送付されます。メールを開き、到達確認を行ってください。

代理人への依頼の解除【到達確認をする】

×【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

 国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ

https://www.dips-reg.milt.go.jp/*****

国土交通省航空局 無人航空機登録制度担当

到達確認のメールを開き、宛先が合っていることを確認します。問題が無ければ到達確認用URLを押します。

到達確認が完了した後に依頼の解除が完了します。

※スマートフォンで申請した場合、申請したスマートフォン上でメール等の別のアプリを開いて約10秒を経過すると、ブラウザの仕様から申請が失敗する場合があります。

このような場合はメール受信の通知から素早く確認をして頂くか、別の端末(PC、タブレットなど)にてメールを確認頂く、もしくはPCから申請して頂くようお願いします。

